

令和8年度税制改正に関する要望

【要望項目説明資料】

令 和 7 年 9 月

日本証券業協会
投 資 信 託 協 会
全国証券取引所協議会

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

1. NISA制度の更なる利便性向上等

- ① 若者から高齢者まで全世代の安定的な資産形成を支援する観点から、こども支援や少子化対策の一環としての若年層の資産形成の推進や、退職世代を含むあらゆる世代に向けた資産運用サービスの充実を図るため、以下の措置を講ずること
- (注)制度設計に当たっては、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとすること
- こども支援や少子化対策の一環として、若年層の資産形成の推進のため、つみたて投資枠に限り、投資可能年齢を撤廃し、未成年でも利用できるようにすること
 - 退職世代を含むあらゆる世代に向けて、投資の成果の一部を取り崩して生活に充てたいなどの様々な資産運用ニーズに応えるための対象商品の拡充等、投資商品の入替えをしやすくするために非課税保有限度額を当年中に復活すること等の措置を講ずること
- ② つみたて投資枠における指定インデックスの追加、NISA対象商品についてETF等の投資信託に係る要件を見直すこと、NISAに関する事務手続の簡素化等のNISA制度の利便性向上のための所要の措置を講ずること
- ③ 累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日(10年後以降は5年を経過した日毎の日)における顧客の所在地確認につき廃止又は簡素化すること
- ④ NISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

2. 確定拠出年金制度の拡充等

- ① 国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること
- 特別法人税の撤廃
 - 拠出限度額の引上げ
 - 「キャッチアップ拠出」の創設
 - 老齢給付金の受給要件の緩和
 - 受給開始年齢上限の引上げ
 - 生涯拠出枠の創設(中長期的な課題)
- ② 私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること
- 中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業の要件緩和
 - 災害等のやむを得ない事情がある場合に限って中途引出しを可能とすること
 - 財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること
 - 中途退職に伴う退職一時金等について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

1. 上場株式等の相続税に係る相続税評価額等の見直し

- ① 世代間の資産承継を円滑にするために、一定の要件を満たす上場株式等について、相続税に関する税制優遇措置を講ずること
- ② 資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないよう上場株式等の相続税評価額を見直すこと
- ③ 相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

2. 特定口座間贈与の制限撤廃

- 特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には、当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること

Ⅲ 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

- ① デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること
(注)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること
- ② 金融所得に対する課税については、「貯蓄から投資へ」のシフトにより経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること
- ③ 個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

IV スタートアップを支援するための税制措置

1. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

- ① 以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること
 - J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)において取り扱われるもの
 - 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの
- ② スタートアップの創業後の規模の成長を後押しする観点から、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化等に資する税制優遇措置を講ずること

2. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

- 非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託等)について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いとすることその他個人からの投資を促進する措置を講ずること

V 市場環境の整備、金融機関の負担軽減及び投資者の利便性向上等のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

- ① 上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること
- ② 上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと
- ③ 発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上のは是正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること
- ④ 資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること
- ⑤ 源泉徴収選択口座内の譲渡所得等の計算上、残高連動手数料や投資顧問契約に係る投資顧問報酬について、性格を問わず費用処理できるようにすること
- ⑥ 投資者が従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、当該投資者が持株会等口座から振替の方法により直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座まで拡大すること
- ⑦ 金融商品取引業者等が特別徴収した上場株式等の配当等に係る住民税配当割について、所得税の確定申告と同様に、大口個人株主による住民税申告により精算できるようにすること

2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

- ① 外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃又は延長及び対象債券等の範囲の拡充を図ること
- ② 外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること
- ③ OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること
- ④ クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

- ① 再生可能エネルギーの最大限導入・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例について、以下の措置を講ずること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃(少なくとも延長)すること
 - 上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から20年間としている期間を恒久化又は延長すること
 - 上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における賃貸要件を不要とすること
 - ペイスルー課税特例の対象資産に系統用蓄電池を含めること
- ② 投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと
- ③ 投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと
- ④ 土地流動化促進等のための長期保有資産に係る買換え特例措置を延長すること
- ⑤ 土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を延長すること

V 市場環境の整備、金融機関の負担軽減及び投資者の利便性向上等のための税制措置

4. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

- 従業員等へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向け、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

5. 事務手続の簡素化及び効率化

- 税務手続の更なるデジタル化を推進すること

6. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

7. 配当の二重課税の排除

- 配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること

8. 暗号資産取引等に係る課税の見直し

- 暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを行うこと

VI サステナブルファイナンス推進のための税制措置

- 社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

I 中間層の資産形成を支援するための税制措置

1. NISA制度の更なる利便性向上等

【要望】

若者から高齢者まで全世代の安定的な資産形成を支援する観点から、こども支援や少子化対策の一環としての若年層の資産形成の推進や、退職世代を含むあらゆる世代に向けた資産運用サービスの充実を図るため、以下の措置を講ずること

(注)制度設計に当たっては、投資者の利便性及び金融商品取引業者等の実務に配慮した簡素なものとすること

- (1) こども支援や少子化対策の一環として、若年層の資産形成の推進のため、つみたて投資枠に限り、投資可能年齢を撤廃し、未成年でも利用できるようにすること
- (2) 退職世代を含むあらゆる世代に向けて、投資の成果の一部を取り崩して生活に充てたいなどの様々な資産運用ニーズに応えるための対象商品の拡充等、投資商品の入替えをしやすくするために非課税保有限度額を当年中に復活すること等の措置を講ずること

項目	NISA制度	
	成長投資枠	つみたて投資枠
制度対象者	18歳以上の者	【現行】18歳以上の者 ⇒【改正案】居住者(0歳~)
非課税保有期間	無期限	
年間投資枠	240万円	120万円
非課税保有限度額 【現行】当年に売却した分だけ、翌年に限度額の枠が復活する ⇒【改正案】当年に売却した分だけ、当年中に限度額の枠が復活する	1,800万円 うち成長投資枠は1,200万円まで	
対象商品 ⇒【改正案】対象商品の拡充	上場株式・ETF・REIT・ 株式投資信託等	長期積立分散投資に適した 一定の投資信託等

【要望】

つみたて投資枠における指定インデックスの追加、NISA対象商品についてETF等の投資信託に係る要件を見直すこと、NISAに関する事務手続の簡素化等のNISA制度の利便性向上のための所要の措置を講ずること

(1) つみたて投資枠における指定インデックスの追加

- 既に広く浸透していると考えられる指数や長期・積立・分散投資に適した指数等を追加することで、投資家の多様なニーズに応えることが可能となる。

【単一指数の採用・利用状況】 つみたて投資枠^{※1}

全ファンド
(2025年7月末時点)^{※2}

対象資産	対象地域	対象指数の数	対象指数(利用指数)の数
株式	日本	4	89
	うちESG関連	0	11
	米国	2	52
	うちESG関連	0	2
	先進国	4	11
	うちESG関連	0	7
	グローバル	2	40
	うちESG関連	0	1
不動産投信	その他の国・地域	3	38
	日本	0	14
	うちESG関連	0	3
	米国	0	3
	先進国	0	2
	グローバル	0	2
債券	その他の国・地域	0	4
	国内外	0	60
	うちESG関連	0	1
資産複合	国内外	0	10
	うちESG関連	0	3
計	-	15	325

【つみたて投資枠で採用されていない単一指数の例^{※3}】

- JPXプライム150指数 (4本、260億) ・読売333 (3本、18億円)
- MSCIジャパンESGセレクト・リーダーズ指数 (6本、259億円)
- S&P/JPXカーボン・エフィシェント指数 (3本、462億円)
- ダウ・ジョーンズ工業株30種平均株価 (26本、9,330億円)
- NASDAQ100 (18本、1兆2,916億円)
- S&P 500配当貴族指数 (14本、4,794億円)
- Solactive GBS United States 500 (1本、292億円)

- 東証REIT指数 (63本、2兆9,202億円)
- FTSE World Government Bond Index (89本、2兆2,198億円)

※1 告示別表第一で列挙されている単一指数(単独で組成可能な指数)の数を記載。

※2 「インデックス型」に分類される全公募株式ファンドのうちの指数のみに連動するものについて、同日直近時点で公表されている資料に基づく。

※3 カッコ内の数字は当該指数に連動するファンドの本数と純資産総額の合計。

(2)NISA対象商品についてETF等の投資信託に係る要件を見直すこと

- アクティブETF等をつみたて投資枠の対象として追加することにより、つみたて投資枠において幅広くETFが利用可能となる。
- デリバティブ要件やつみたて投資枠のアクティブ型投資信託に係る実績要件を見直すことで、家計の安定的な資産形成に資する商品をより幅広く提供可能となる。

【つみたて投資枠対象商品に係る定義】

上場株式投資信託(ETF)

- 上場している株式投資信託のうち、**告示で定める指標に連動することを目的としているなど、一定の要件を満たすもの**

公募株式投資信託

- 公募株式投資信託(「**上場株式投資信託**」に該当するものを除く)のうち、一定の要件を満たすもの

→ ETFの場合、つみたて投資枠の対象商品が指定インデックス連動型に限定されているが、公募株式投資信託(ETFを除く)と同様に、指定インデックス連動型以外のETF(アクティブETF等)も利用できるようにしてはどうか。
※ アクティブETF:連動対象指数を有しないETF。東証では、2023年に上場制度を整備し、これまでに20銘柄が上場。

【ファンドにおける一般的なデリバティブの利用目的】

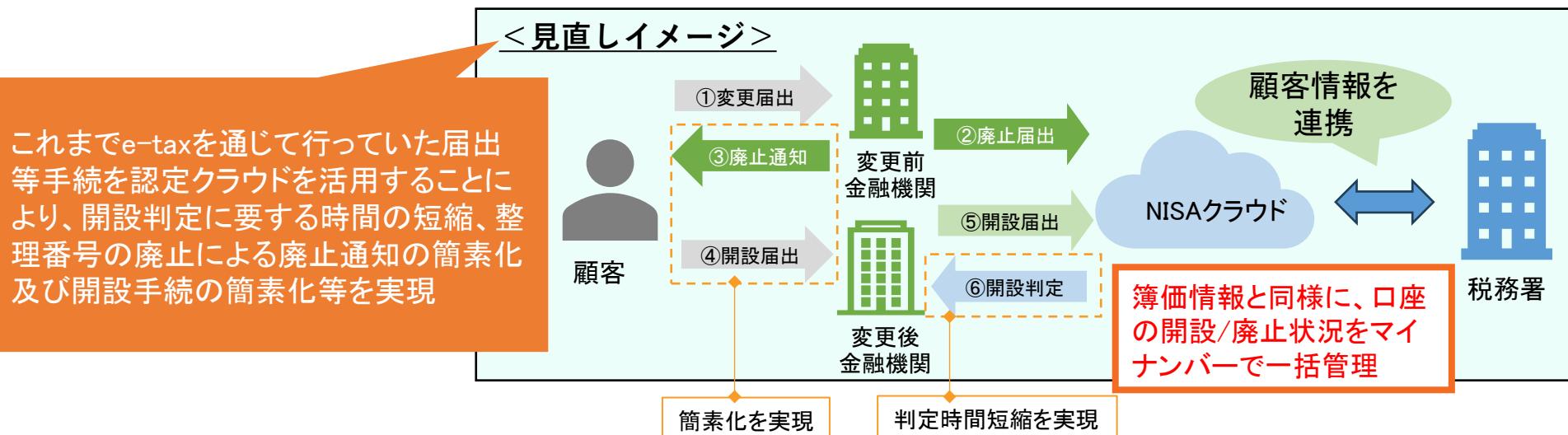
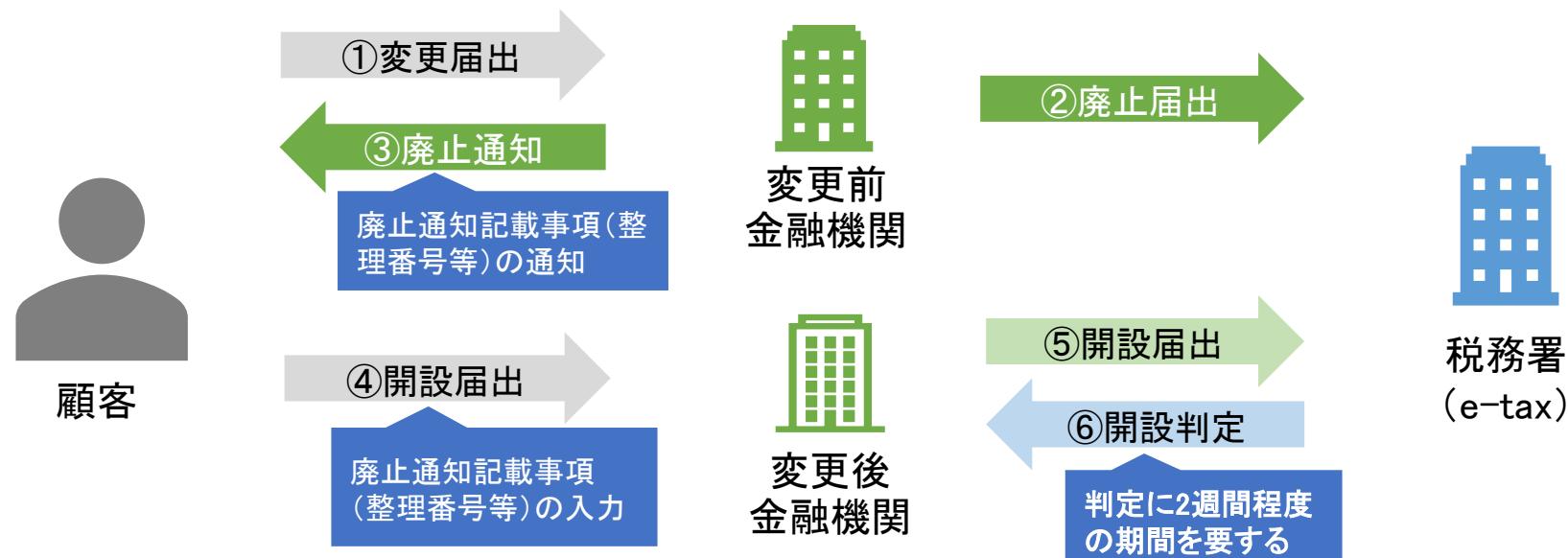
利用目的	概要
リスクヘッジ	信用リスクや為替リスクを含めた様々なリスクの管理が可能。
金利リスク・デュレーションの管理	金利エクスポージャーの調整、金利変動によるリスクの相殺及びポートフォリオのデュレーションの調整が可能。
流動性の向上	ファンドの流動性を大幅に向上させることやストレス時に効率的にエクスポージャーを低下させることが可能。
エクスポージャーの調整	新興国の資産や通貨又はコモディティ等に対して、効率的・低成本かつファンドのリスク特性を大きく変更せずに投資可能。
現金の管理又は株式化	日々資金流入がある場合に当該金銭を活用して即座に株式市場等のエクスポージャーを得ることが可能。また、徐々に株式等のポジションを増やすことができるため、インパクト・コストを削減できるケースが多い。
コスト削減・ポートフォリオの効率的な管理	株式又は債券指数への連動を目的とする場合、個別に資産を購入するよりも低成本であるケースが多い。
収益の源泉の多様化	カバード・コールなどのオプション・オーバーレイ戦略を利用して、追加的な収入源を生み出すことが可能。

→ デリバティブはリスクの高い運用(レバレッジ等)のためだけではなく、リスク・リターンの向上を図るために幅広く活用されている。
こうした「**安定的な資産形成**」に適した商品が広く対象となるよう、デリバティブ要件については「**利用不可なもの**」を列挙する形に改めてはどうか。

(3)NISAに関する事務手続の簡素化

税務当局への簿価の報告に利用する認定クラウドを活用し、NISA口座の開設や金融機関変更等の事務の簡素化等を実現する。

＜現行の金融機関変更時のイメージ＞



【要望】

累積投資勘定又は特定累積投資勘定を設定した日から10年を経過した日(10年後以降は5年を経過した日毎の日)における顧客の所在地確認(以下「当該所在地確認」という。)につき廃止又は簡素化すること

当該所在地確認につき廃止又は簡素化すること

現行、証券会社等は、一定の時期ごとにNISA開設顧客の所在地確認を行う必要があり、顧客もこれに応じる必要がある。

【現行の所在地確認の方法】(租税特別措置法施行令第25条の13第17項各号)

(第1号)

住所等確認書類の提示または
マイナンバーカードのICチップ読み取り

顧客

証券会社

(第2号)

転送不要郵便による書類の送付

顧客

住所・氏名を記載のうえ返送

証券会社

(参考)

所在地確認が必要となる現行NISA制度の口座数:2024年末時点で約2,560万口座(金融庁「NISA口座の利用状況調査(2024年12月末時点)」)

なお、顧客・金融機関に多大な負担が生じる所在地確認を行わずとも、以下の点から、税務当局において容易にその目的を達することは可能であると考えられる。

- すべてのNISA口座はマイナンバーと紐づけられており、これを用いて税務当局において所在地の把握が常に可能。
- NISAは毎年1月に基準額提供事項の認定クラウド事業者を通じた提供を行うこととなっており、その際に税務当局においてマイナンバーを用いた名寄せ及び住所変更や死亡・出国等に係る確認が可能と考えられる。

**顧客の利便性向上及び投資家の税務手続適正化のため、
当該所在地確認を廃止又は簡素化していただきたい。**

(※特に、つみたてNISAは2024年以降新規買付けができず、所在地確認の意義は低いと考えられる。)

【令和7年度与党税制改正大綱(抜萃)】

NISA口座の開設後10年経過時等に金融機関が行う顧客の所在地等の確認については、金融機関の負担にも配慮しつつ、資格のない者による取引が行われないよう実効性のある代替策の検討を含め、そのあり方の検討を行う。

【要望】

NISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備に向けて、金融機関の負担軽減のための措置を講ずること

金融機関における費用負担

- 金融機関においては、新しいNISAの導入に伴い、年間投資枠や非課税保有限度額の管理・対象商品の管理等をはじめとして、制度要件を満たすための様々な対応が求められており、システム改修や業務委託等で費用面での負担が生じている。
- 2026年からは税務当局への前年末時点の非課税保有額(簿価)の報告が始まる予定であり、当該報告にはクラウド業者に対して利用料等を支払う必要があり、更なるコストが発生する見込みである。



金融機関がNISAに係る業務を持続的に実施できる環境整備(サステナビリティの向上)及び顧客へのNISAに係るサービスの充実に向けて、**金融機関の負担軽減のための措置を講じていただきたい。**

【参考】国民の安定的な資産形成の支援に関する施策の 総合的な推進に関する基本的な方針

(令和6年3月 15 日閣議決定)(抜萃)

より幅広い層が個々人のライフプランやライフステージに応じて適切に新しいNISAを利用できるよう、官民連携による積極的な広報を展開し、普及・活用を促進していく。また、投資未経験者も含めた利用者利便の向上やサービスを提供する金融機関の負担軽減に取り組んでいくとともに、利用者保護の観点から金融機関に対するモニタリングにも取り組む。

2. 確定拠出年金制度の拡充等

①国民の様々な働き方やライフコースの選択に対応し、公平かつ中立的に豊かな老後生活の実現を支援することができる私的年金制度の構築のため、以下の措置を講ずること

【要望】

特別法人税の撤廃



＜参考＞確定拠出年金制度の各国比較

	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
拠出時	非課税 (所得控除)	非課税	非課税	非課税	非課税
運用時	課税 (特別法人税)	非課税	非課税	非課税	非課税
給付時	課税 (公的年金等控除、 退職所得控除)	課税	課税	課税	課税

【要望】

拠出限度額の引上げ

- 令和7年度税制改正大綱では、iDeCo、企業型DCの拠出限度額の引上げが盛り込まれ、今後実施される予定である。
- 高齢期に必要となる資産額の確保や、拠出限度額の分かりやすさの観点から、更なる拠出限度額の引上げを行ってはどうか。

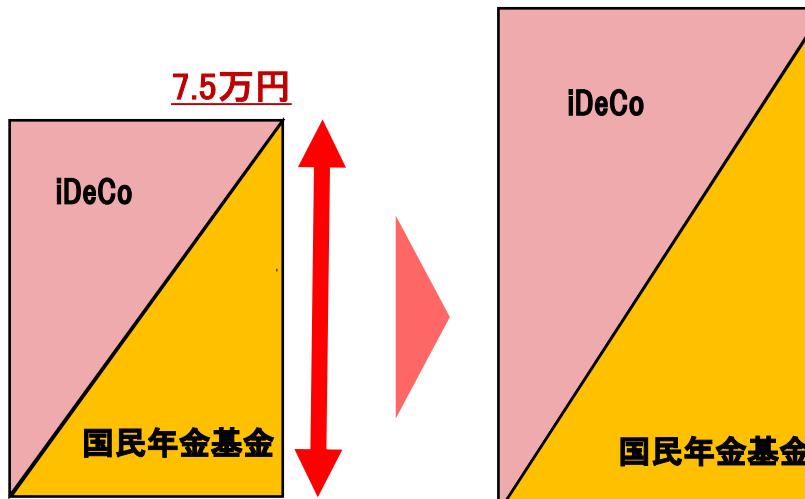
【参考】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画 2025年改訂版(令和7年6月13日閣議決定)抜萃
VII. 資産運用立国の取組の深化

2家計の安定的な資産形成

確定拠出年金(iDeCo及び企業型DC)については、令和7年度税制改正大綱に盛り込まれた、賃金上昇の状況を勘案した拠出限度額の引上げの速やかな実現を目指す。老後に向けた資産形成を促進する観点から、拠出実態を踏まえ、拠出限度額の考え方について、各国の制度も参照しながら、次期年金制度改革までに検討し、その結果に基づき適時に引上げを行う。

第1号被保険者

高齢期の資産確保と
分かりやすさのため
更なる拠出限度額の引上げ



7.5万円

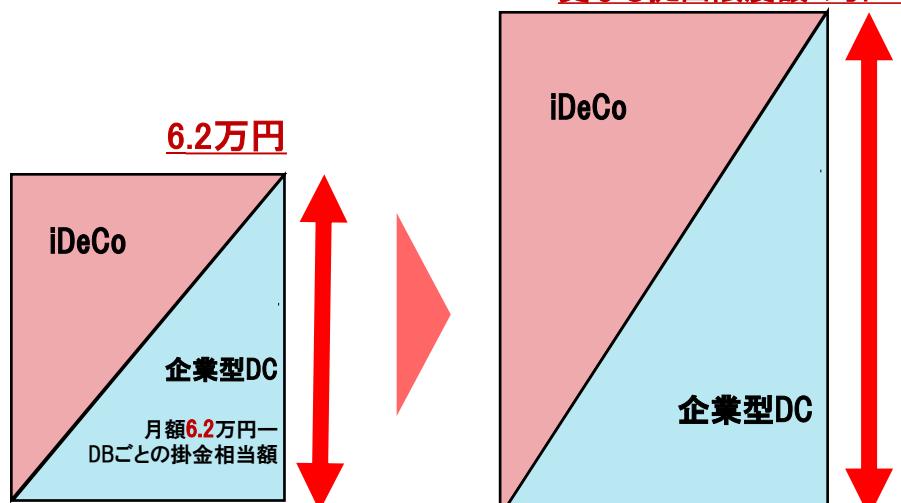
iDeCo

国民年金基金

令和7年度税制改正大綱
による見直し後

第2号被保険者

高齢期の資産確保と
分かりやすさのため
更なる拠出限度額の引上げ



6.2万円

iDeCo

企業型DC

月額6.2万円一
DBごとの掛金相当額

令和7年度税制改正大綱
による見直し後

【要望】

「キャッチアップ拠出」の創設

- 若年時ほど拠出額が少額であること、また就労状況の悪化等により拠出額が少額にとどまる加入者(特に団塊ジュニア世代)があり、退職後に向けた資金形成が不十分なおそれがある。
- そこで、50歳以上の者については、「キャッチアップ拠出」を設け、老後資産の形成に向けて追加的な拠出を可能としてはどうか。

拠出限度額引上げ・キャッチアップ拠出のイメージ

家計に余裕が出てくることが多い
退職準備世代へ追加枠を設定し、
十分な老後資産形成を可能に

枠の使い残しにより
不十分な老後資産形成

キャッチアップ
拠出

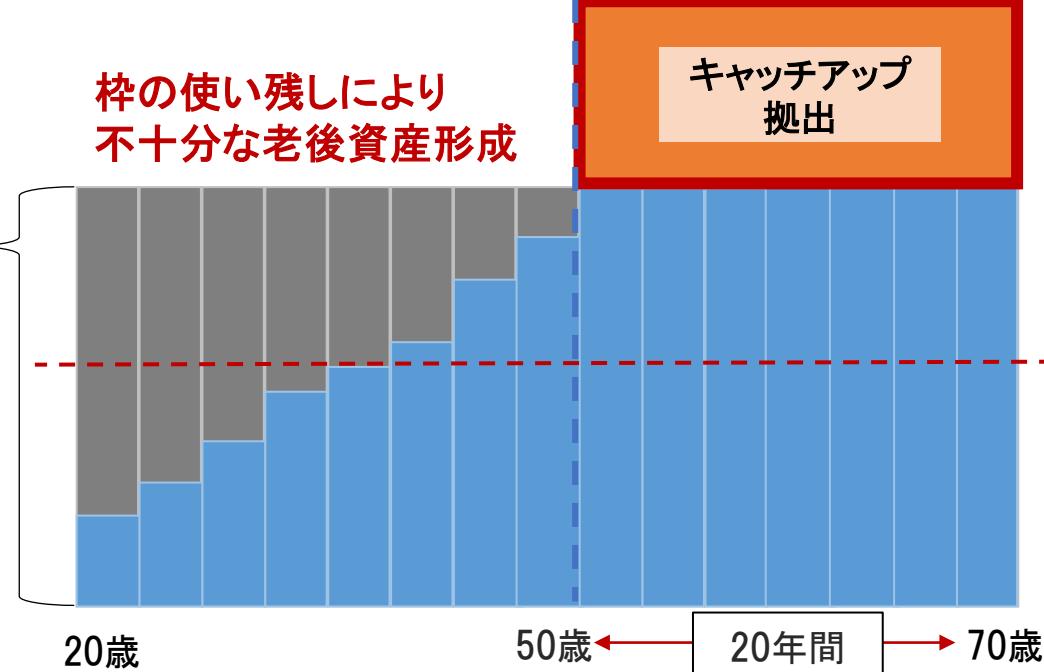
更なる拠出限度額の引上げ

令和7年度税制改正大綱

による見直し後

第1号被保険者：
月7.5万円
年90万円

第2号被保険者：
月6.2万円
年74.4万円



【参考】

米国(401K)でも50代から拠出限度額を引上げるキャッチアップ拠出の制度あり

50歳未満の拠出限度額：
年間70,000ドル[約1,008万円]

キャッチアップ拠出：
年間7,500ドル(約108万円)
※60～63歳に限り年間11,250ドル
(約162万円)になる特例もあり

50歳以上の拠出限度額：
年間77,500ドル[約1,116万円]

※2025年の拠出限度額
※1ドル=144円(2025年6月末時点
レート)で換算

【要望】

老齢給付金の受給要件の緩和

通算加入期間に関わらず60歳から受給可能、もしくは、要通算加入期間を2分の1としてはどうか。

現行	通算加入期間	10年以上	8年以上	6年以上	4年以上	2年以上	2年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

(注) 60歳以上75歳未満の者は、通算加入期間の要件を満たしていないても、加入日から5年を経過をした日以後から受給開始が可能。



案	通算加入期間	5年以上	4年以上	3年以上	2年以上	1年以上	1年未満
	受給可能年齢	60歳	61歳	62歳	63歳	64歳	65歳

【要望】

受給開始年齢上限の引上げ

- 加入可能年齢が70歳までとなる(iDeCoの加入可能年齢は65歳未満とされているところ、令和7年度年金制度改正法の施行により70歳未満まで引き上げられる予定)一方で、受給開始年齢については75歳が上限とされている。

→平均寿命が延びており、個人の状況に応じて柔軟な受給を可能とする観点から、企業型DC及びiDeCoの受給開始年齢を引き上げてはどうか。

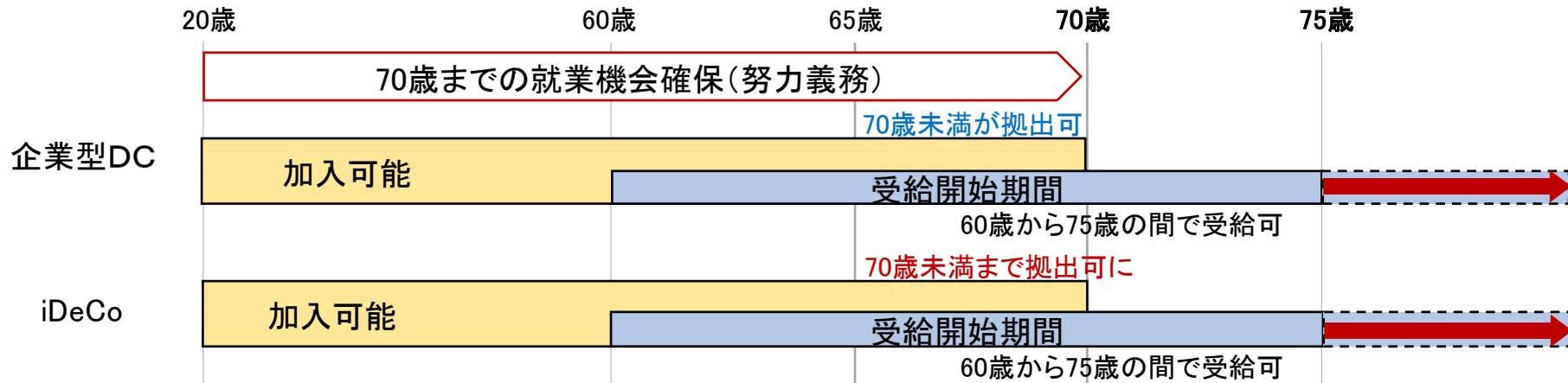
【参考】厚生労働省「社会保障審議会企業年金・個人年金部会における議論の整理」(令和6年12月27日公表)抜萃

II 拠出・運用・給付の在り方

2 iDeCo 受給開始可能年齢の上限の引上げ

(前略)

○このため、iDeCo の受給開始可能年齢の上限は引き続き 75 歳とし、令和9年4月以降の70 歳以降で受給を開始する者の状況等を見極めた上で、受給開始可能年齢をさらに引き上げるのかどうかについて丁寧に議論していくべきである。

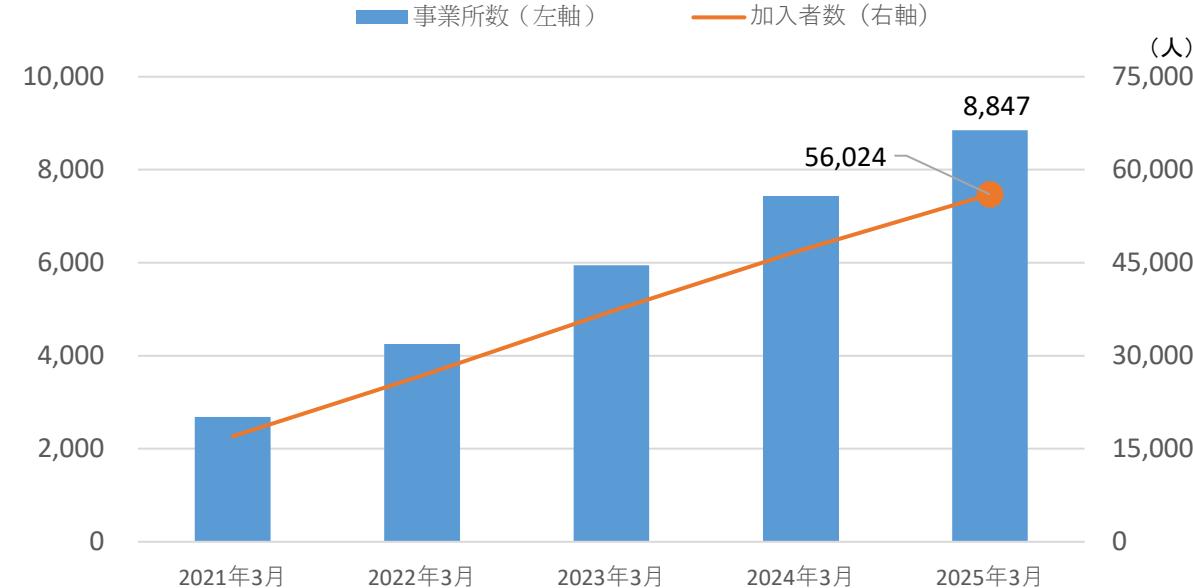


②私的年金制度導入・利用の阻害要因を除去し、より多くの国民が私的年金制度を活用することができる環境整備のため、以下の措置を講ずること

【要望】中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業の要件緩和

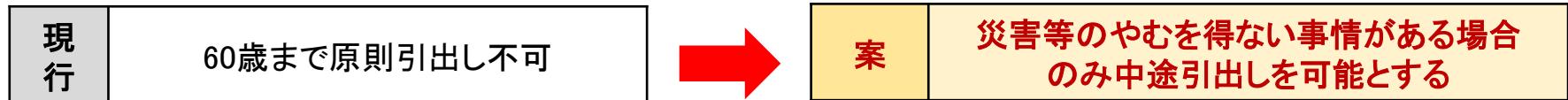
- 2018年5月の制度開始以降、中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の実施企業は順調に増加しており、また、2020年10月からは従業員300人以下の企業まで対象が拡大されたことにより実施企業数は一層の増加を見せているが、従業員300人以上であっても退職給付制度がない企業は一定数存在している。
 - ⇒退職給付制度のない企業に勤める従業員の老後の資産確保は喫緊の課題であり、iDeCo等を通じた自助努力だけでは老後の備えが不十分な可能性が高い。
 - ⇒退職給付制度の導入は困難だが、従業員の支援は行いたいと考える企業が広く制度の対象となるよう、**中小事業主掛金納付制度(iDeCo+)の対象企業に係る従業員規模の要件を緩和してはどうか。**

【iDeCo+の導入状況】



(出所) iDeCo公式サイト「加入者数等について」 令和7年5月時点 等

【要望】災害等のやむを得ない事情がある場合に限って中途引出しを可能とすること



【要望】

財形年金貯蓄からiDeCoへの移換を可能とすること

- ▶ 主に預金で運用する財形年金貯蓄は、物価が上昇する市場環境下においては実質的な購買力を確保できない可能性がある。
⇒ 将来に向けた積極的な資産運用のために、財形年金貯蓄の残高(解約金)からiDeCoへの移換を可能とする。



【要望】

中途退職に伴う退職一時金等について企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること

- これまで制度間の年金資産の移換(ポータビリティ)については数回にわたる法改正により改善が行われたところだが、企業年金制度がない企業に勤めていた従業員に関しては制度改善の恩恵を得られていない状況。
- ⇒ 引き続き雇用情勢の改善に伴い中途採用等の増加が見込まれる中、特に企業年金制度がない企業に勤めていた従業員については老後の資産の確保が不十分な可能性が高い。当該者が受け取る退職一時金については、通常の拠出枠とは別に企業型DC又はiDeCoへの移換を認めてはどうか。
- ⇒ 加えてポータビリティの拡充のため、特定退職金共済制度の終了時に同制度から企業型DC又はiDeCoへの移換を可能とすること、また中小企業退職金共済から企業型DCへ移換できる要件の緩和を認めてはどうか。

【企業年金のポータビリティの状況】

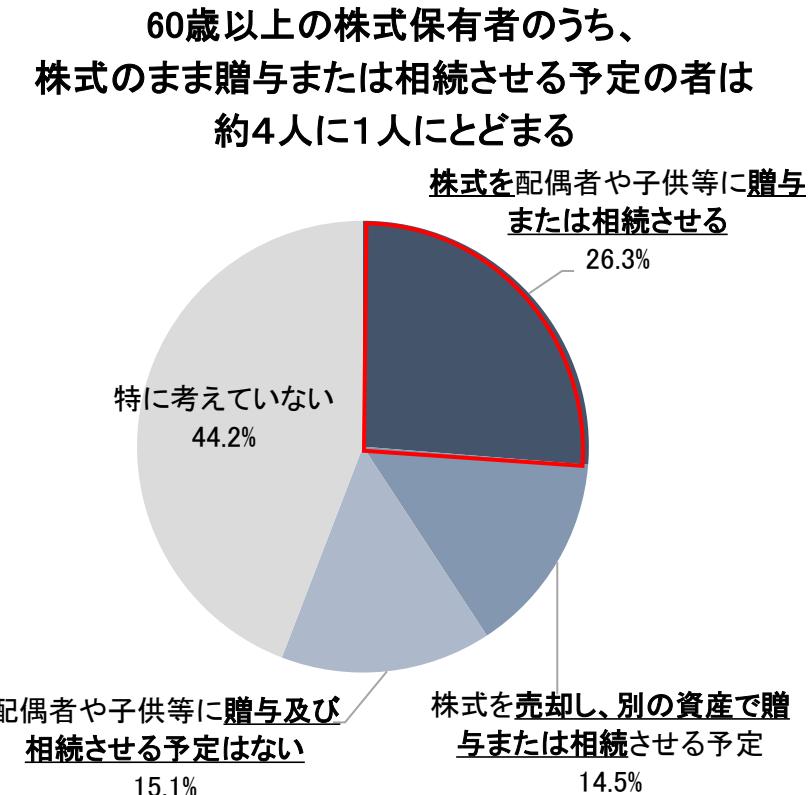
		移換先		
		別の企業に転職する場合		自営業者又は 専業主婦(夫)となる場合
		企業年金制度あり	企業年金制度なし	
	DCに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移換 ④ 企業年金連合会に移換(将来、 通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、 通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、 通算企業年金として受給)
移換元	DBに加入	次のいずれかを選択 ① DCに移換 ② DBに移換 ③ iDeCoに移管 ④ 企業年金連合会に移換(将来、 通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、 通算企業年金として受給)	次のいずれかを選択 ① iDeCoに移換 ② 企業年金連合会に移換(将来、 通算企業年金として受給)
	企業年金制度なし (退職一時金のみ)	・ <u>転職先のDC・DBへの移換不可</u> ・ <u>企業年金連合会又は退職後に 加入するiDeCoへの移換不可</u>	・ <u>企業年金連合会又は退職後に 加入するiDeCoへの移換不可</u>	・ <u>企業年金連合会又は退職後に 加入するiDeCoへの移換不可</u>

Ⅱ 世代間の資産承継を円滑にするための税制措置

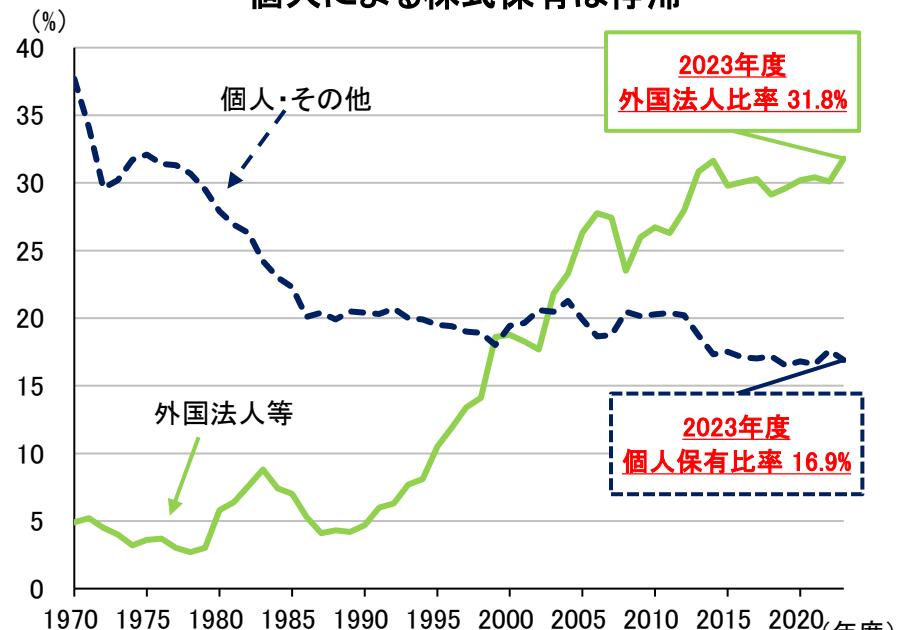
1. 上場株式等の相続税に係る相続税評価額等の見直し

【要望】

世代間の資産承継を円滑にするために、一定の要件を満たす上場株式等について、相続税に関する税制優遇措置を講ずること



外国法人等による株式保有が進む一方
個人による株式保有は停滞



(注)2004年度から2021年度まではJASDAQ上場銘柄を含む
2022年度以降は、その時点の上場銘柄を対象

(出所)東京証券取引所「2023年度株式分布状況調査」

世代間の資産承継を円滑にするために、例えばNISAで保有する上場株式等や一定の長期保有国内株式といった一定の要件を満たす上場株式等について相続財産から控除する等の相続税非課税枠を創設し、相続税に関する税制優遇措置を講じていただきたい。

【要望】

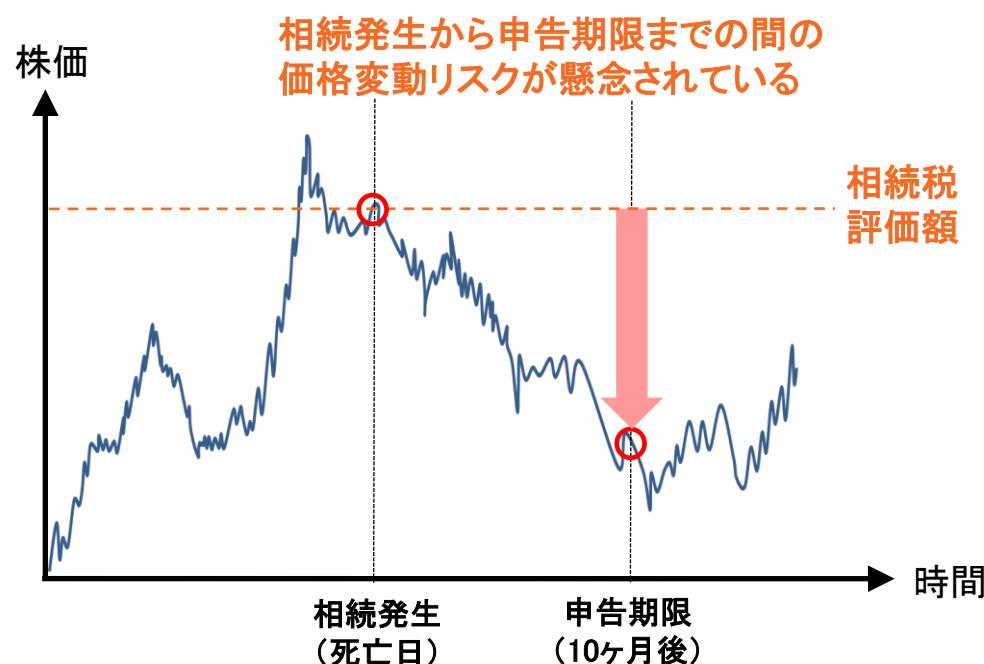
資産間における相続税の負担感の差により投資者の資産選択を歪めることがないよう上場株式等の相続税評価額等を見直すこと

- 上場株式等は価格変動リスクが他の資産に比べて大きいことから、評価の安全性の観点から相続税評価額を見直すべき。

相続税評価額

	路線価 (1月1日)	公示地価(時価) の <u>80%</u> 程度
	固定資産税 評価額 (3年毎に算定)	建築費(取得費) の <u>50～70%</u>
	時価 (取引所終値) (毎日算定)	時価(※) の <u>100%</u>

※死亡日の株価
(又は当月・前月・前々月の平均株価)

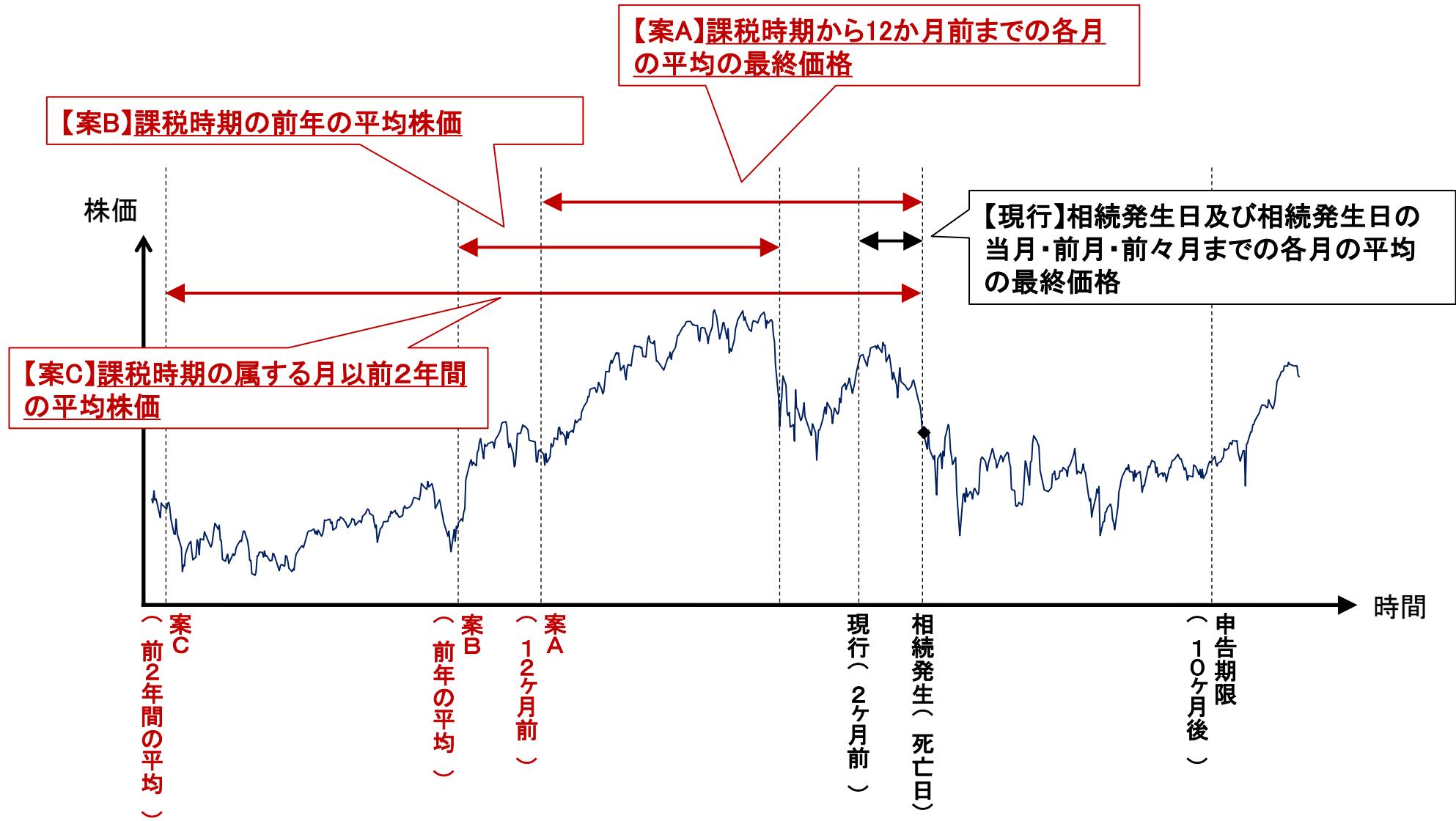


【日本再興戦略2016 2016年6月2日閣議決定】

上場株式等にかかる相続税の取扱いについては、相続後納付期限までの間における価格変動リスクが大きく、他の資産と比較しても不利なため、国民の資産選択に歪みを与えているとの指摘がある。こうした状況は安定的な資産形成を働きかける上でマイナス要因となりかねないため、改善を検討する。

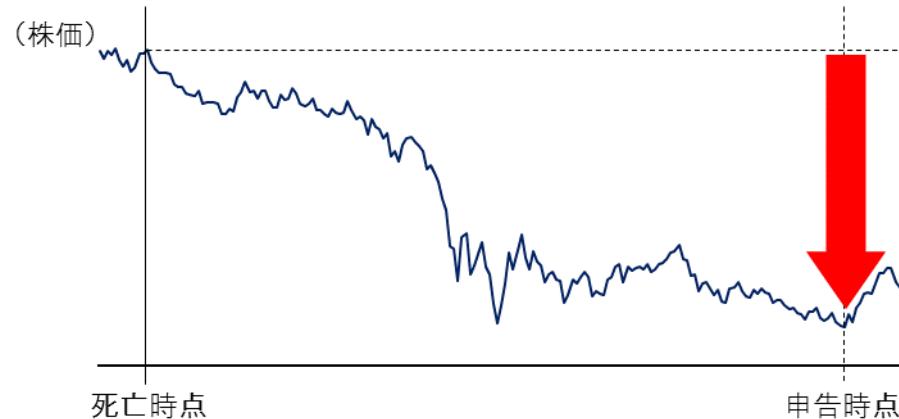
＜具体案①＞

例えば、上場株式等の相続税評価額について、評価の安全性に配慮し、現行よりも長い期間の株価まで評価の対象に含めること



＜具体案②＞

例えば、上場株式等について、相続発生から相続税の申告までの間に著しく価格が下落した場合には、下落後の価格を相続税評価額とする救済措置を講ずること



例えば、申告時点の株価が相続発生(死亡)時点の価格から50%以上下落していた場合には、下落後の価格を相続税評価額とする

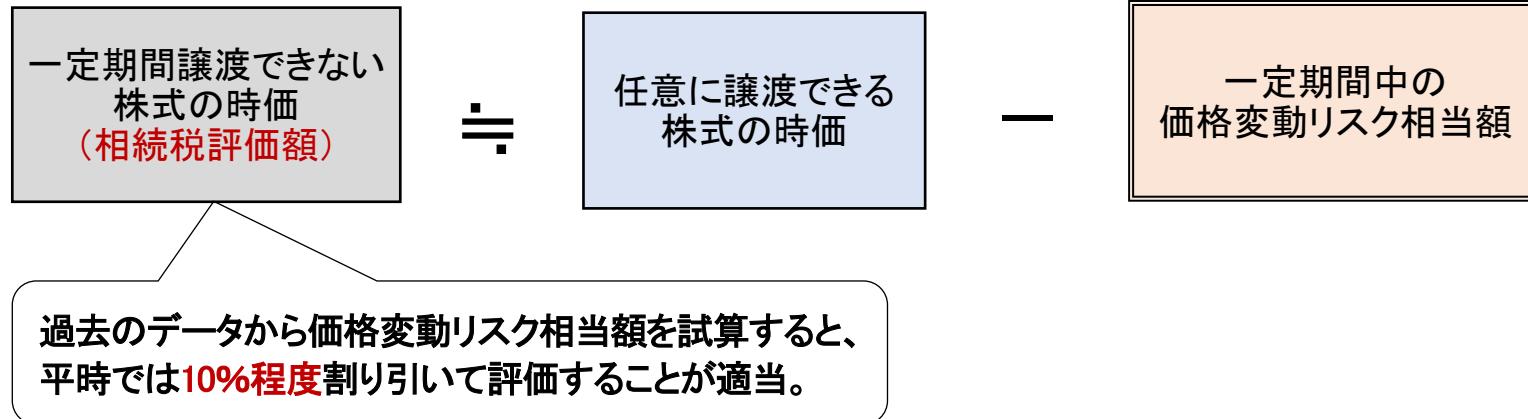
- 相続発生時には上場していたものの相続手続中に会社更生法申請によって納付の時点で価値を喪失していたケースの救済を求めた裁判で、相続開始後の株価の恣意的操作のおそれをあげて、相続開始後の株価の変動を考慮しないこととしている現行の取扱いは合理的と判示されている(1987年9月29日大阪高判、その後最高裁で確定)。
- このようなケースを一般的に救済するには、立法措置による解決が必要ではないか。

(注)平成29年度税制改正により、上場株式等に係る物納財産順位の引上げが行われた。相続税の納税資金が不足している場合には、上場株式等による物納※が可能。なお、上場株式等を物納する際の収納価額は、原則として相続税評価額と同額(死亡時の時価)とされているため、仮に会社更生手続中の会社の株式などで価格が下落している場合であっても、物納の申請時に上場が維持されていれば、相続税評価額(死亡時の時価)での物納が可能であり、救済になりうる。

※令和7年度税制改正において、相続税の物納制度における物納許可限度額等について、物納許可限度額の計算の基礎となる延納年数は納期限等における申請者の平均余命の年数を上限とする等の見直しが行われた。

<具体案③>

例えば、上場株式等の相続税評価額を、評価の安全性の概念を踏まえて、相続時から納付期限まで(10ヶ月間)の価格変動リスクを考慮して、一定の割引をしたものとすること



(参考) 価格変動リスク相当額の試算

期間／日付	価格変動リスク相当額(割引率)
2016/1/4～5/31	約 7%～12%
リーマンショック時 (2008/10/27)	約 22%
東日本大震災時 (2011/3/15)	約 17 %

(注)上場TOPIXオプションを使って試算した場合。

(出所)平成29年度税制改正要望(金融庁)作成資料(平成28年8月31日)

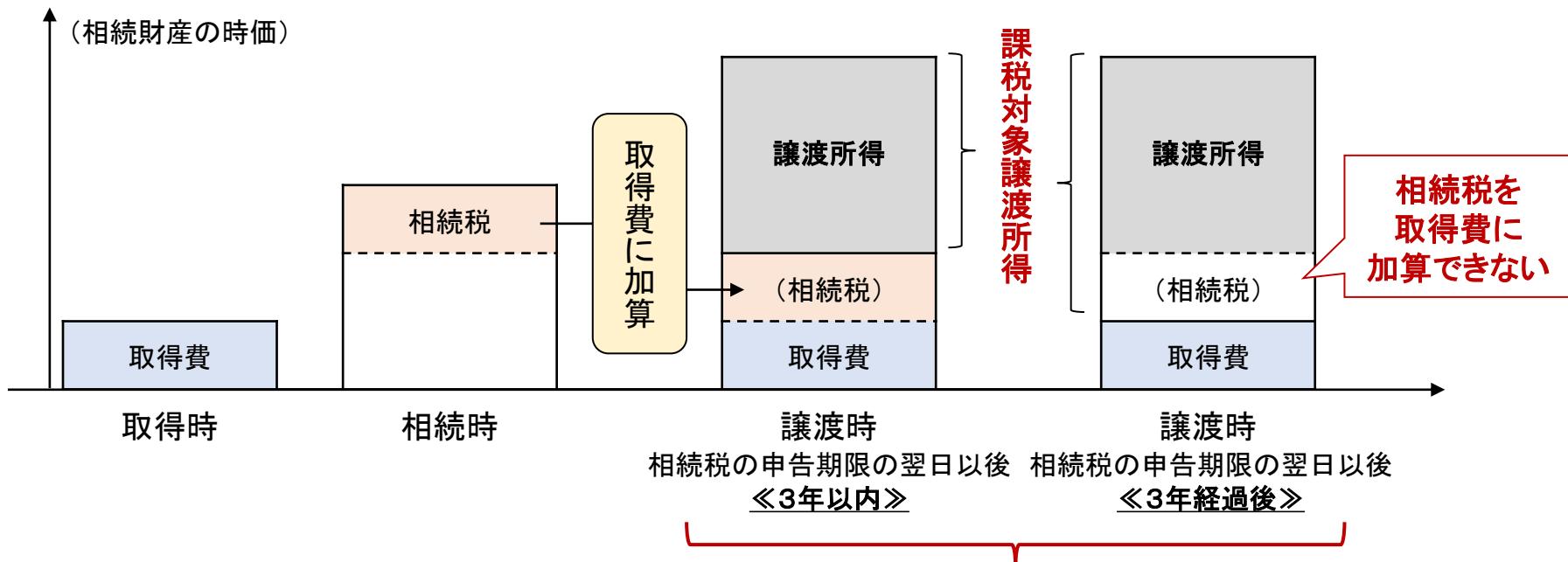
【要望】

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例について、相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃するとともに、みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

(1)相続税の申告期限の翌日以後3年を経過する日までとされている適用要件を撤廃すること

- 本特例は、3年内に売却を行ったものに限られているため、相続人による相続財産の長期保有を阻害し、早期売却を促す要因となる。

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例(イメージ)



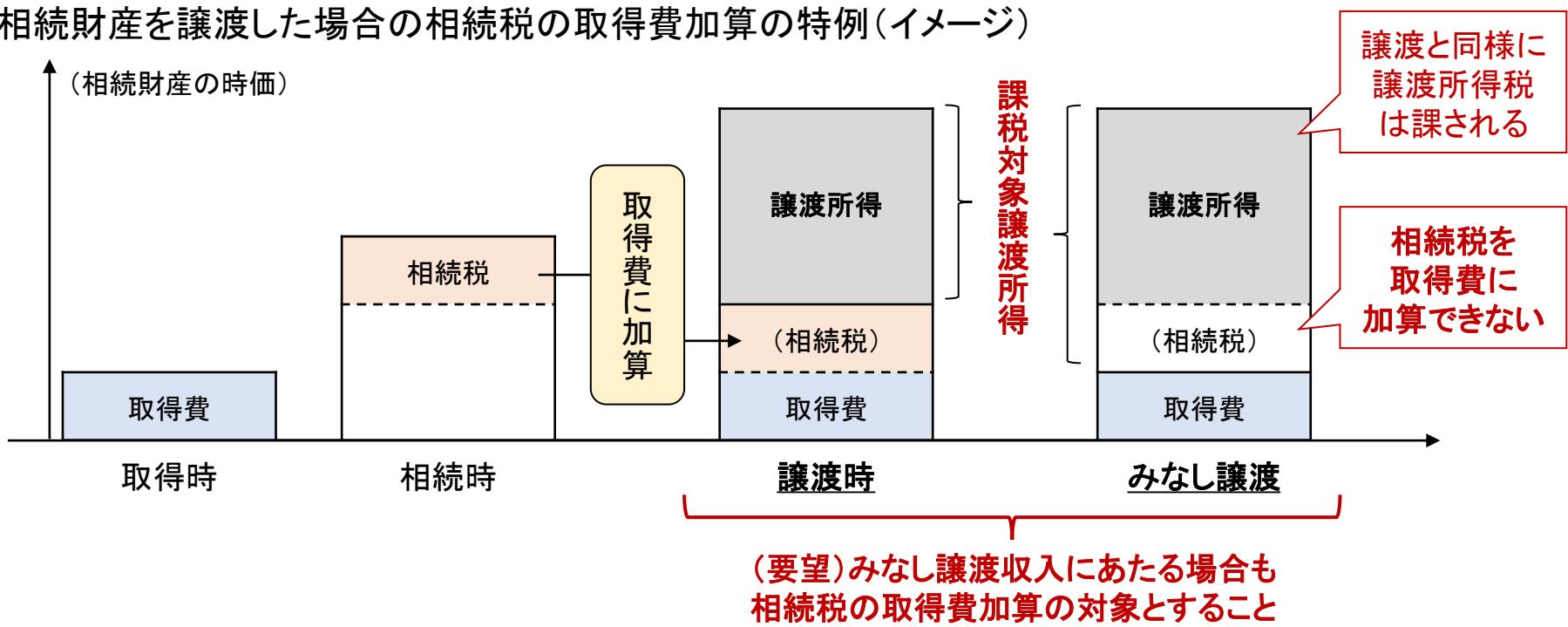
(注)1. 取得費加算が可能な額は、相続財産の売却によって発生した譲渡益の額までである。

2. 取得費加算の特例措置を受けるには確定申告の手続を行う必要がある。

(2) みなし譲渡収入にあたる場合についても適用対象とすること

- 本特例は、相続財産の「譲渡」をした場合に適用されるものであり、この「譲渡」には、公社債の償還等の「譲渡所得等に係る収入金額」とみなされるもの(みなし譲渡収入)は含まれないとされている。
- そのため、みなし譲渡収入にあたる場合も、「譲渡」と同様に譲渡所得税は課されるにも関わらず、相続税を取得費に加算することができない。

相続財産を譲渡した場合の相続税の取得費加算の特例(イメージ)



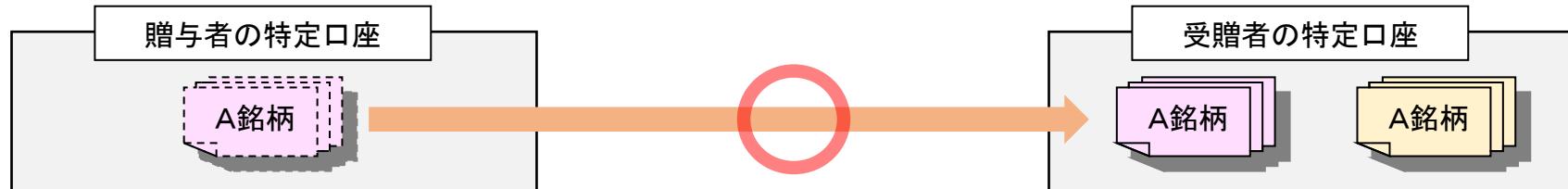
【みなし譲渡にあたる場合の例】

公社債及び社債的受益権の元本の償還、合併・株式分配・資本の払戻し等により金銭等の交付を受ける場合など

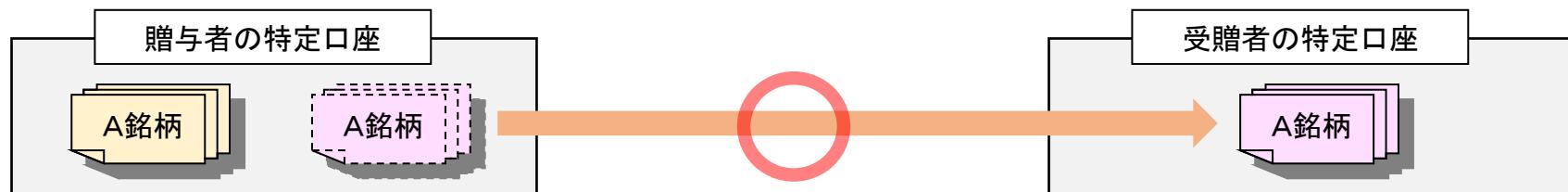
2. 特定口座間贈与の制限撤廃

【要望】

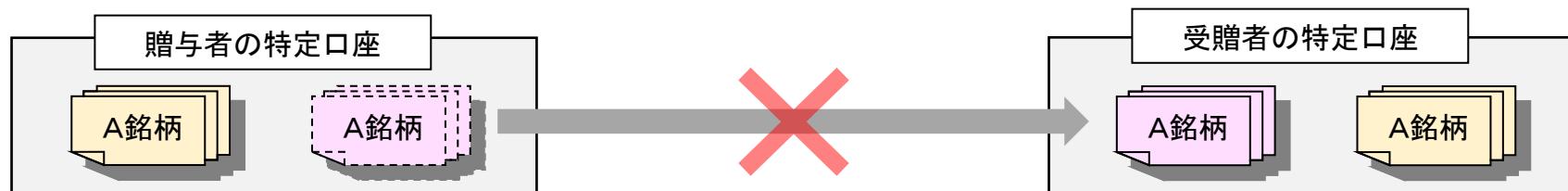
特定口座を利用した贈与について、贈与を受ける者が同一銘柄を保有している場合には当該銘柄の一部移管ができないとする制限を撤廃すること



受贈者が同一銘柄を保有していても、贈与者が当該銘柄を全部贈与すれば、移管は可能



受贈者が同一銘柄を保有していないければ、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合でも、移管は可能



受贈者が同一銘柄を保有しており、贈与者が当該銘柄を一部贈与する場合、移管は不可

世代間の資産移転に大きな弊害となっていることから
特定口座間の一部贈与の制限を撤廃すべき

III 金融商品に係る損益通算範囲の拡大に関する税制措置等

【要望】

デリバティブ取引等を金融商品に係る損益通算の範囲に含めること

(注)実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みにするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

- 個人投資家が長期的な視野を持って金融商品に投資することを可能とするためには、安定的でわかりやすい税制とすることが重要。
- ⇒ 個人投資家がヘッジや分散投資としてデリバティブ取引を活用することで、家計による成長資金の供給の拡大や資産形成に資するために損益通算範囲の拡大が望まれる。

	インカムゲイン	キャピタルゲイン/ロス
上場株式・ 公募株式投信	申告分離	申告分離
特定公社債・ 公募公社債投信	2016年1月～ 源泉分離⇒申告分離	2016年1月～ 非課税⇒申告分離
デリバティブ取引等	申告分離	
預貯金等	源泉分離	-

現在、損益通算が認められている範囲

損益通算の範囲をデリバティブ取引等や預貯金等にまで拡大

【令和7年度与党税制改正大綱(抜萃)】

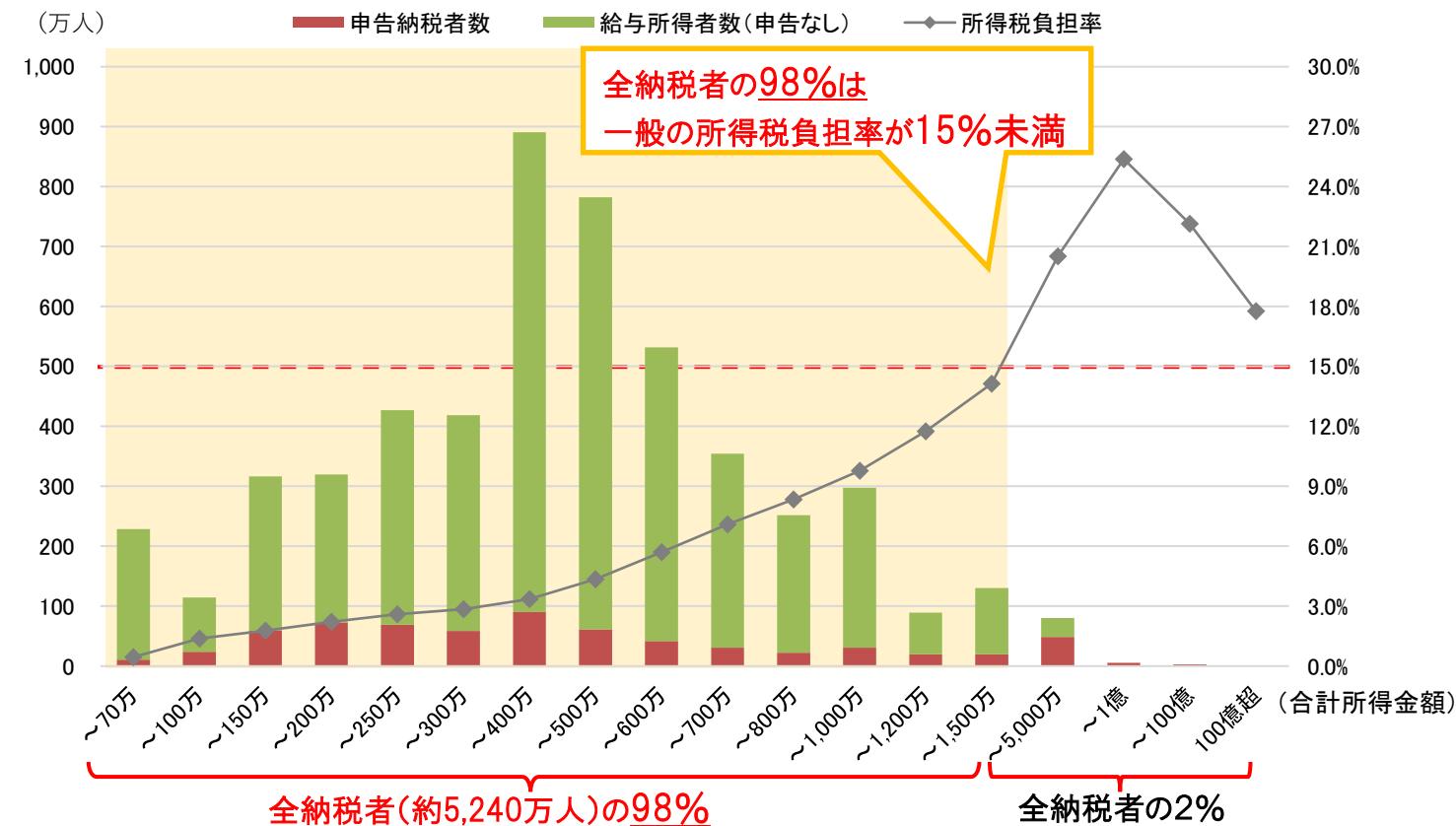
デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、総合的に検討する。

【要望】

金融所得に対する課税については、「貯蓄から投資へ」のシフトにより経済成長を支え国民の資産形成を支援する金融資本市場の重要性を踏まえるとともに、投資者の資産選択や金融資本市場に重大な影響を及ぼす懸念にも十分に留意すること

- 金融所得の税率は、所得水準にかかわらず一律(国税15%、地方税5%)。
- 国税15%という税率は、全納税者(申告納税者+申告なしの給与所得者)の約98%(約5,151万人)にとって、勤労所得等の一般の所得税負担率より高いものとなっている。
⇒金融所得は殆どの国民にとって「重税」。金融所得の税率引上げは「大衆増税」になるのではないか。

金融所得の税率と一般税率(所得税)とのバランス

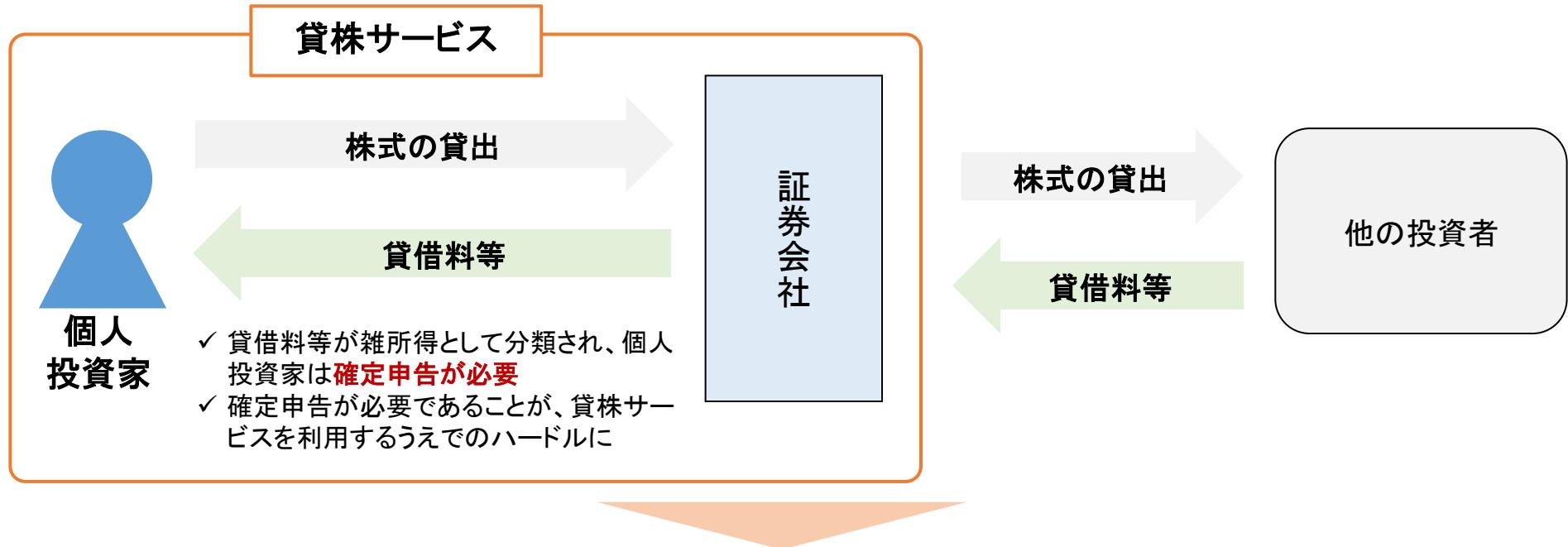


(出所)国税庁「民間給与実態統計調査(令和5年分)」および「申告所得税標本調査(令和5年分)」をもとに日証協試算。

【要望】

個人が受け取る株券等貸借取引に係る貸借料等について、他の金融所得と同じ取扱い(税率、申告分離課税、他の所得との損益通算、特定口座での取扱い並びに源泉徴収及び申告不要)とすること

- 貸株制度は、市場の流動性向上による公正な価格形成の実現及び決済の安定性の向上に寄与し、近年、その意義は益々重要になっている。
- ⇒ 現在の株券の貸し手はいわゆる大型株を持つ機関投資家等が中心であり、個人投資家の保有比率が高い中小型株や新興市場銘柄等についても貸株市場への供給が望まれる。



- ✓ 貸借料等が雑所得として分類され、個人投資家は**確定申告が必要**
- ✓ 確定申告が必要であることが、貸株サービスを利用するうえでのハードルに

個人が受け取る貸借料等について、特定口座での源泉徴収の対象とすること

- ① **貸借料等収入による投資者の資産形成の一層の推進**
- ② **貸株環境の改善に伴う市場流動性の向上**
- ③ **貸株供給増加による決済面での市場安定性向上** といった効果が期待できる

IV スタートアップを支援するための税制措置

1. 非上場株式等の発行・流通市場の活性化

【要望】

以下の非上場株式及び私募投資信託等について、上場株式等と同様の取扱い(配当所得等の課税の特例、譲渡所得等の課税の特例、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の適用並びに特定口座での取扱い等)とすること

- J-Ships(特定投資家向け銘柄制度)において取り扱われるもの
- 株主コミュニティ銘柄として指定されている非上場株式のうち、課税の起因となった取引が当該銘柄の株主コミュニティ内で行われているもの

【対象非上場株式等の例】

<p>J-Ships (特定投資家向け銘柄制度)</p>	<p>➤ 非上場企業の資金調達の円滑化と投資家の資産運用の多様化を目的として新たに創設された、特定投資家私募等を活用した取引制度 プロ投資家の非上場株式等に対する投資機会の拡充及び既存株主等による非上場株式等の売却手段の多様化を図るために創設された制度。本制度の整備及び特定投資家の要件の弾力化により、リスク許容度の高いプロ投資家に即した投資機会の提供及びスタートアップへの成長資金の供給を促進する意図がある。 【参考(2024年12月末時点)】 ○国内株式 件数:18件、取引金額総額:約166.8億円 ○国内投信 件数:2件、取引金額総額:約618.5億円 ○外国投信 件数:3件、取引金額総額:約458.4億円</p>
<p>株主コミュニティ制度</p>	<p>➤ 地域に根差した企業や新規・成長企業等を支援する観点から、非上場株式の取引・換金ニーズに応えることを目的に、証券会社が銘柄毎にコミュニティを組成し、取引を行うといった制度 株主コミュニティの参加者は、その会社の役職員や株主といった関係者のほか、リスク許容度の高いプロ投資家、企業の成長を支援する意向のある投資者等が想定されている。スタートアップを含む非上場企業は、株主コミュニティを活用することで、こうした参加者に対して自社の株式等への投資機会を提供することが可能。 【参考(2024年12月末時点)】 銘柄数:38銘柄、売買金額総額:約70.2億円、募集・私募の発行価額総額:約27.5億円</p>

【要望】

スタートアップの創業後の規模の成長を後押しする観点から、スタートアップの資金供給の強化と出口戦略の多様化等に資する税制優遇措置を講ずること

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（抜粋） 下線部は日証協が加筆】

IV. 「スタートアップ育成5か年計画」の強化

2022年に策定した「スタートアップ育成5か年計画」では、当時8,000億円規模であったスタートアップへの投資額を2027年度に10倍を超える規模（10兆円規模）とすることを目標に掲げ、さらに、将来には、100社のユニコーンの創出、10万社のスタートアップの創出により、我が国をアジア最大のスタートアップハブとして世界有数のスタートアップの集積地とすることを目指し、①スタートアップ創出に向けた人材・ネットワークの構築、②スタートアップのための資金供給の強化と出口戦略の多様化、③オープンイノベーションの推進の3本柱の取組を進めてきた。

こうした官民での取組により、我が国のスタートアップの数は2021年の16,100社から現在は25,000社へと1.5倍に増加するなど、その裾野は拡大しつつある。この流れを日本全国へと広げる観点から、スタートアップ・エコシステム拠点都市の機能強化など、地方におけるスタートアップの創出に大胆に取り組む。

一方で、スタートアップへの投資額は、2021年の8,827億円から2024年は7,793億円と減少している。地政学リスクの高まり等を背景に国際的にベンチャーキャピタルの資金調達額が減少し、海外主要国が大幅に投資額を減少させる中で、我が国の減少幅は相対的に小さいものの、「スタートアップ育成5か年計画」で掲げた目標の実現に向けて、スタートアップの創業後の規模の成長を後押ししていくための施策を抜本強化する。「スタートアップ育成5か年計画」において残された2年は、我が国のスタートアップ創出・育成に向けた勝負の分かれ目となる。スタートアップ、金融機関、大学等とも危機感を共有しつつ、一層の機運醸成を図る。こうした観点から、「スタートアップ育成5か年計画」を強化し、着実に実行する。

2. 非上場株式へ投資を行う私募投資信託の活性化等

【要望】

非上場株式へ投資を行う匿名組合や投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託等)について、税法上、集団投資信託とみなしたうえで、上場株式等と同様の取扱いにすることその他の個人からの投資を促進する措置を講ずること

法人税法上、投資信託法に定める「証券投資信託(主として金商法第一項有価証券に投資を行うもの)」に該当しない私募投資信託については「法人課税信託」として取り扱われるため、信託段階と受益者段階で二重に課税が発生することとなる。

	課税対象者	信託自体への課税	損益認識時
集団投資信託	受益者	なし	分配金受領時
法人課税信託	受託者(信託)	あり(受託者)	発生時
(参考)受益者等課税信託	受益者	なし	発生時

⇒一般的に非上場株式等への投資は匿名組合や投資事業有限責任組合等のファンドを通じて行われるが、こうしたファンドに純資産の50%超の投資を行う私募投資信託については上述のように「法人課税信託」として取り扱われてしまう。

非上場株式へ投資を行う投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託など)については通常の公募投資信託と同様に「集団投資信託」として取り扱うべき。

【公募・私募の別による課税上の取扱い】

	公募(株式投信の場合)	私募(株式投信の場合)
収益分配時	<ul style="list-style-type: none"> 配当所得として20.315%(所得税・復興特別所得税、住民税)の源泉徴収 確定申告不要、総合課税、申告分離課税のいずれかから選択可能 	<ul style="list-style-type: none"> 配当所得として20.42%(所得税・復興特別所得税のみ)の源泉徴収 原則として、<u>総合課税による確定申告が必要</u>
譲渡時	<ul style="list-style-type: none"> 「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識の上、売却益について譲渡所得として20.315%(所得税・復興特別所得税、住民税)の課税 売却損について申告分離課税を選択した上場株式等のグループ内で損益通算可能 また、売却損については翌年以後3年間繰越可能 	<ul style="list-style-type: none"> 「換金価額」と「取得価額」との差額を「売却損益」として認識の上、売却益について譲渡所得として20.315%(所得税・復興特別所得税、住民税)の課税 売却損について申告分離課税を選択した<u>一般株式等のグループ内で損益通算可能(上場株式等との損益通算はできない)</u> 売却損の繰越不可
解約・償還時	同上	<ul style="list-style-type: none"> <u>元本相当額超過額は「収益分配時」と同様に配当所得として課税され、取得価額を超過し元本相当額に達するまでの金額は「譲渡時」と同様に譲渡所得として課税される</u>
買取時の特例	<ul style="list-style-type: none"> 金融商品取引業者等が、顧客から受益権を買取った翌営業日までに償還又は一部の解約により支払を受ける収益の分配は非課税 	<ul style="list-style-type: none"> <u>非課税措置は手当されておらず、金融商品取引業者等が償還又は一部の解約により支払を受ける収益の分配に源泉税が課される</u>

⇒税法上、公募の投資信託は「上場株式等」として取り扱われ、私募の投資信託は「一般株式等」として取り扱われる。

広く個人投資家によるスタートアップ又は非上場株式への投資を促進する趣旨から、非上場株式へ投資を行う投資事業有限責任組合等を主として組み入れる私募投資信託(例えば特定投資家私募の投資信託など)についても上場株式等と同様の取扱いを認めるべき。

V 市場環境の整備、金融機関の負担軽減及び投資者の利便性向上等のための税制措置

1. 特定口座等の利便性向上

【要望】

上場株式等(適格外国金融商品市場に上場する外国株式等を含む)の発行体が行うコーポレートアクションのうち、経済実態に実質的な変更がないと考えられる場合には、課税を繰り延べるとともに、当該上場株式等が特定口座で保有されていたものについては、当該コーポレートアクションによって付与される上場株式等の取得時に特定口座への受入れを可能とすること

【参考】政府税調(平成12年10月3日)「会社分割・合併等の企業組織再編成に係る税制の基本的考え方」

組織再編成により資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無いと考えられる場合には、課税関係を継続させるのが適当と考えられる。したがって、組織再編成において、移転資産に対する支配が再編成後も継続していると認められるものについては、移転資産の譲渡損益の計上を繰り延べることが考えられる。

「資産を移転する前後で経済実態に実質的な変更が無い」と考えられるコーポレートアクションの例

発行体からのオファーによる債券交換

預託証券等(ADR、CDI、JDR等)と株式の交換

外国法人同士の組織再編のうち、株主の投資が継続性が担保されていることを証することができるもの

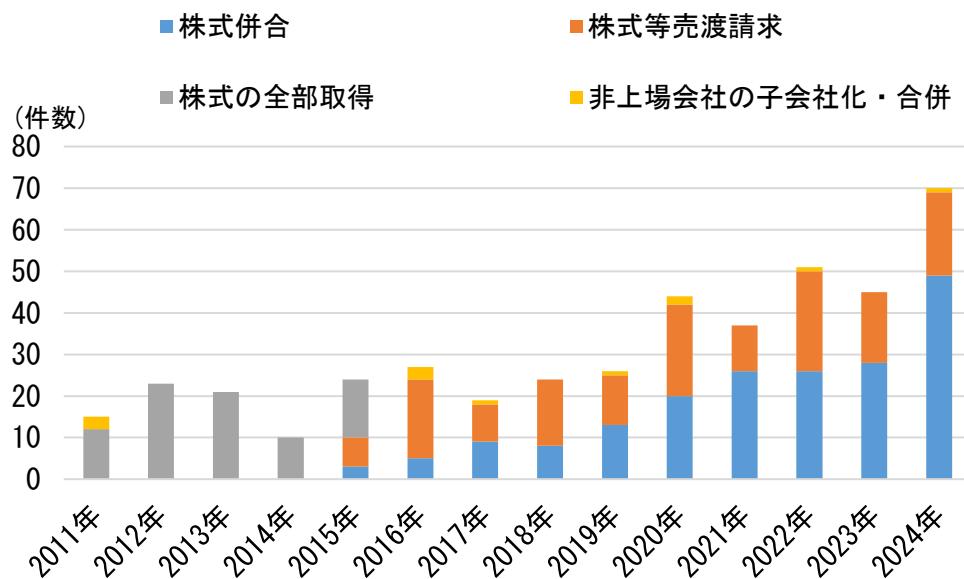
※ADR:米国預託証券、CDI:CHESS(決済機関電子登録システム)預託証券、JDR:上場信託(日本版預託証券)

【要望】

上場廃止日後に効力発生日が到来するコーポレートアクションにより少数株主等に対し交付される金銭について上場株式等の譲渡として取り扱うこと

- 上場会社が非上場化する過程においては、公開買付け等により過半数を大きく上回る株式等を買い集めた後、少数株主等の同意を得ることなく残りの全ての株式等を取得するスクイーズアウトと呼ばれる方法が多く採用されている。
 - スクイーズアウトの前までは上場株式等を保有していたにも関わらず、現在、スクイーズアウトによって少数株主に交付された金銭は、「一般株式等の譲渡」として取り扱われている。
- ⇒ これによって、投資者は、当該金銭について上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除を利用できない不利益が生じているため、適正化を要望する。

東証上場銘柄のスクイーズアウトによる上場廃止件数(左グラフ)と
2024年中の主なスクイーズアウト対象銘柄(右表)



銘柄	上場廃止理由
ベネッセホールディングス	株式の併合
ファンケル	株式の併合
ローソン	株式の併合
永谷園ホールディングス	株式の併合
大正製薬ホールディングス	株式の併合
日本KFCホールディングス	株式の併合

【要望】

発行体による交付金銭等情報通知及び投資信託委託会社等による投資信託等に係る二重課税調整必要情報の過誤等が判明したことにより金融商品取引業者等において税務上のは正処理を行った場合に、当該処理に伴って顧客と授受を行う金銭については、金銭授受の時点における譲渡所得又は譲渡損失とみなす取扱いとすること

- 上場会社において「みなし配当」が発生する場合、発行体は証券会社に対して、その交付金銭等に関する情報を通知することが義務付けられている。また、投資信託・投資法人の二重課税調整が必要な分配金等の支払を証券会社を経由して行う場合、投資運用会社や投資法人から証券会社に対して、その二重課税調整必要情報の提供が義務付けられている。
- 証券会社においては、通知を受けた交付金銭等情報及び二重課税調整必要情報をもとに源泉徴収事務を適正に履行しているが、これらの通知の遅延や情報の訂正があった場合には、証券会社において訂正処理を行い、投資者によっては確定申告の修正申告が発生する等、証券会社・投資者の双方に多大な負担が生じている。
- ⇒ 正確な交付金銭等情報及び二重課税調整必要情報の通知徹底については、発行体に対して重ねてお願いしているところであるが、今後も発生する可能性があるため、証券会社・投資者の負担軽減の観点から、適正化を要望する。

効力発生日	通知日	対象	個人株主数	通知事由
2018年6月29日	2018年6月29日	P社	21,289	交付金銭等情報の掲載遅延
2018年12月21日	2018年12月14日	SG社	25,149	交付金銭等情報の訂正
2018年12月25日	2019年2月22日	E社	10,808	交付金銭等情報の掲載遅延
2019年3月28日	2019年4月2日	I社	1,540	交付金銭等情報の掲載遅延
2020年6月30日	2020年6月29日	SV社	9,365	交付金銭等情報の訂正
2020年1月以降	2020年12月14日	N社	—	二重課税調整必要情報の過誤
2020年9月7日、 2021年2月26日	2021年3月8日	GE社	19,307	交付金銭等情報の掲載遅延
2021年3月16日	2021年3月23日	C社	—	交付金銭等情報の掲載遅延
2021年9月21日	2021年11月26日	M社	—	二重課税調整必要情報の過誤
2023年6月29日	2023年8月16日	A社	1,169	交付金銭等情報の掲載遅延
2023年9月28日	2024年2月28日	GA社	—	交付金銭等情報の訂正

(注)個人株主数は、効力発生日直前に提出された有価証券報告書記載の「個人その他」の株主数

【要望】

資本の払戻しによるみなし譲渡収入について、源泉徴収選択口座における収入すべき時期を支払開始日とすること

- 配当金が資本剰余金を原資とするものであった場合、「資本の払戻し」に該当する部分は「みなし譲渡」となる。「みなし譲渡」部分については、措法通達37の10・37の11共-1(6)により、収入すべき時期は「その効力を生ずる日」とされている。
- この通達を踏まえ、証券会社においては、源泉徴収選択口座で保管する株式について、「資本の払戻し」があった場合、発行体からの純資産減少割合等の情報の通知(交付に係る効力発生日の2週間前までに行うこととされている。)をもとに、効力発生日において取得価額の調整処理を行っている。
- しかし、配当に関する株主提案等が行われたことを受け、「配当金支払開始日が配当基準日から起算して3か月を超える場合」については、原則として、配当の効力発生日として株主総会の日を設定することされている。
- この場合、純資産減少割合等の情報の通知は効力発生日(株主総会の日)以後に行われることになり、効力発生日(株主総会の日)から通知がされるまでの間で当該銘柄の売買が行われた場合、証券会社では特定口座の取得価額・損益を再計算する必要があるなど、過大な事務負担となっている。(注)

【参考】特定口座に係る再計算 ※矢印のように遡及して修正が必要

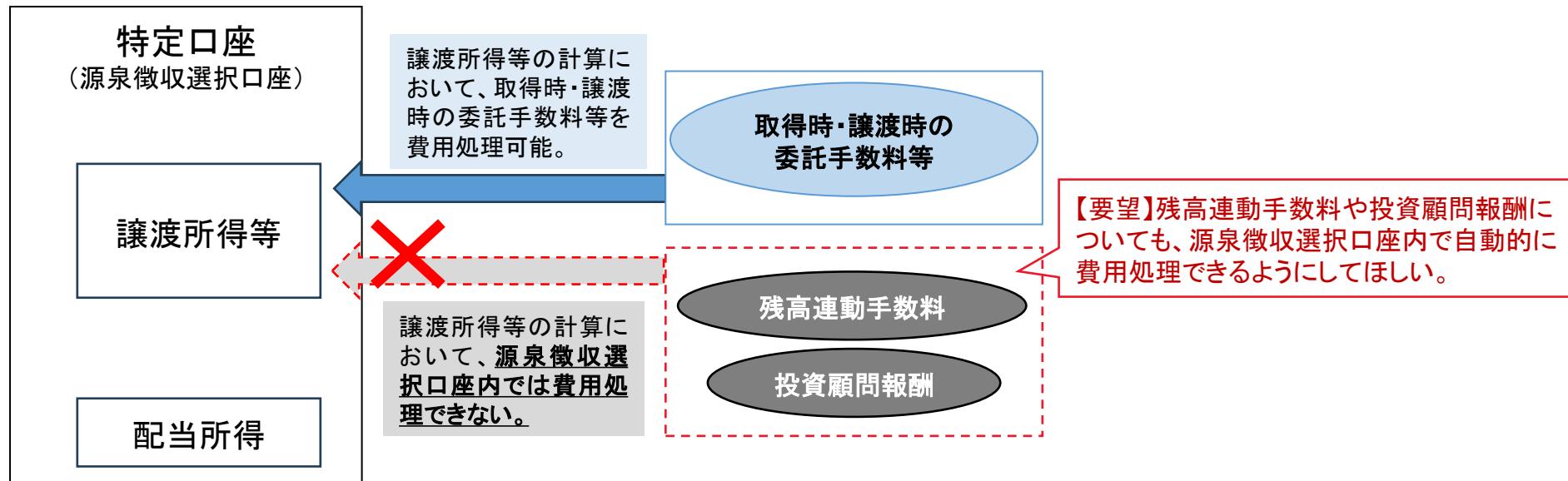
	効力発生日 (株主総会の日)	取引日	純資産減少割合等の 情報の通知日
取得価額	100円		
(調整後取得価額)			90円
譲渡価額		200円	
譲渡損益		100円	110円
源泉徴収税額 (20%)		20円	22円

(注)株式会社エリアの第23期定時株主総会(2025年3月28日)において、剰余金の処分について、その他資本剰余金を原資とする会社提案及び株主提案が行われ、配当金の効力発生日と支払開始日が約3週間乖離(効力発生日:2025年3月31日、支払開始日:2025年4月18日)する事案が発生。システム上、配当金の支払開始日に取得価額の調整を行う証券会社では、会社提案のみが可決された場合でも遡及修正が求められた。

【要望】

源泉徴収選択口座内の譲渡所得等の計算上、残高連動手数料や投資顧問契約に係る投資顧問報酬について、性格を問わず費用処理できるようにすること

【源泉徴収選択口座における計算対象の範囲】

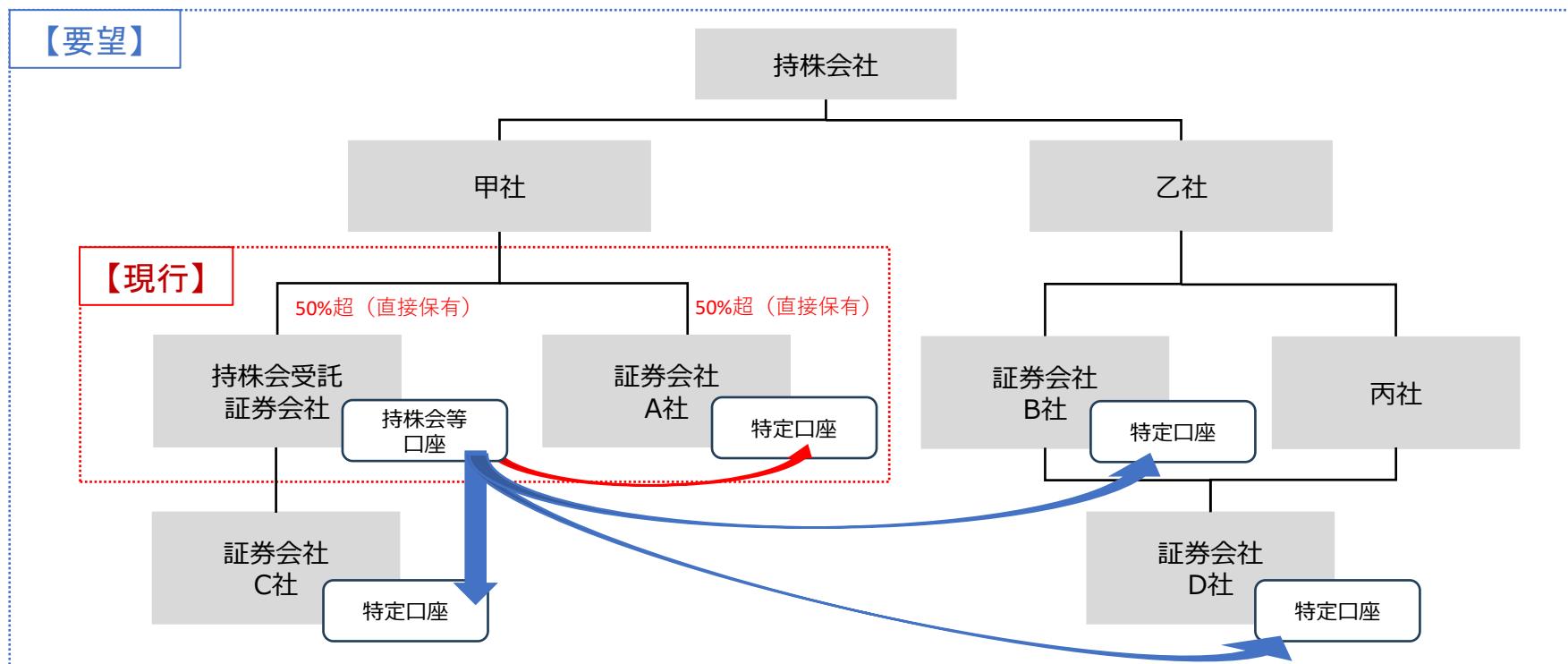


- 金融商品取引業者等においては、取引の都度、手数料を徴収する形態(都度型手数料)が主体だったところ、口座の資産残高に応じて手数料を徴収する形態(残高連動型手数料)を導入する動きが進んでいる。
- 残高連動手数料の費用処理が源泉徴収選択口座内で完結する簡素な制度が実現すれば、投資家が残高連動手数料サービスをより選択しやすくなるため、資産形成に向けたコンサルティングやアドバイスを受けやすくなり資産運用立国の実現に寄与することが期待されるほか、取引回数を気にすることなく、市況や日々のライフイベントに応じて少額から取引することが可能になる。
- また、投資顧問報酬についても、その費用処理が源泉徴収選択口座内で完結することができれば、投資未経験者・初心者が投資判断を行うための情報を取得しやすくなり、貯蓄から投資への流れを加速させる一助となることが期待される。

【要望】

投資者が従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等について、当該投資者が持株会等口座から振替の方法により直接移管を行うことが可能な特定口座の範囲を、持株会等口座が開設されている金融商品取引業者等と同一の金融グループに属する金融商品取引業者等に開設している特定口座まで拡大すること

- 現行法令上、投資者が従業員持株会制度等を利用して取得した上場株式等を持株会等口座から特定口座へ移管する場合、持株会受託証券会社と同一の証券会社に開設している特定口座に移管することが原則となっているところ、特例として、「持株会受託証券会社の発行済株式の50%超を直接保有する親会社(甲社)が発行済株式の50%超を直接保有する証券会社(A社)」の特定口座に対しても持株会等口座から移管することが可能となっている。
- 一方、近年、金融グループが経営戦略等に基づく組織再編や資本提携等を行う事例が増加しているなか、上記の資本関係を充足しなくなる組織再編の事例も生じており、従業員持株会等の会員が従前の取引方法で早急に株式を売却できなくなる等の不利益を被るほか、金融グループの経営戦略等に支障を生じさせうる状況にある。
→投資者の利便性向上や証券会社の負担軽減等の観点から、特例として規定されている証券会社の範囲を「持株会受託証券会社と同一の金融グループに属する証券会社」に拡大する措置を講じていただきたい。

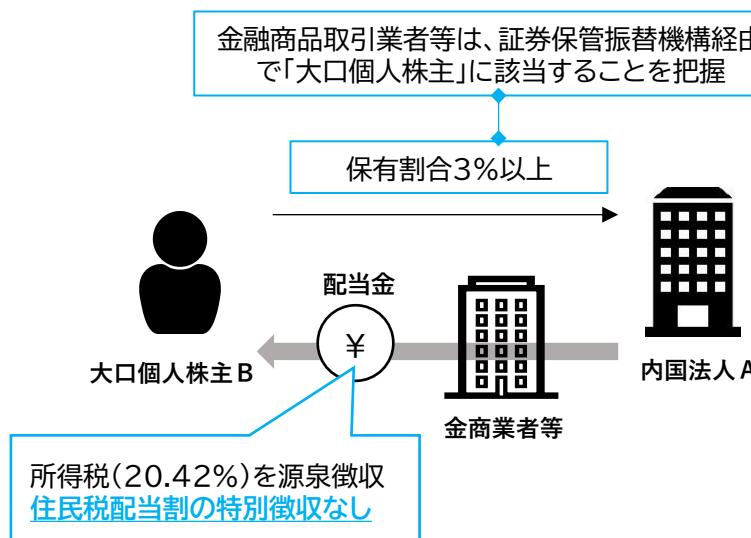


【要望】

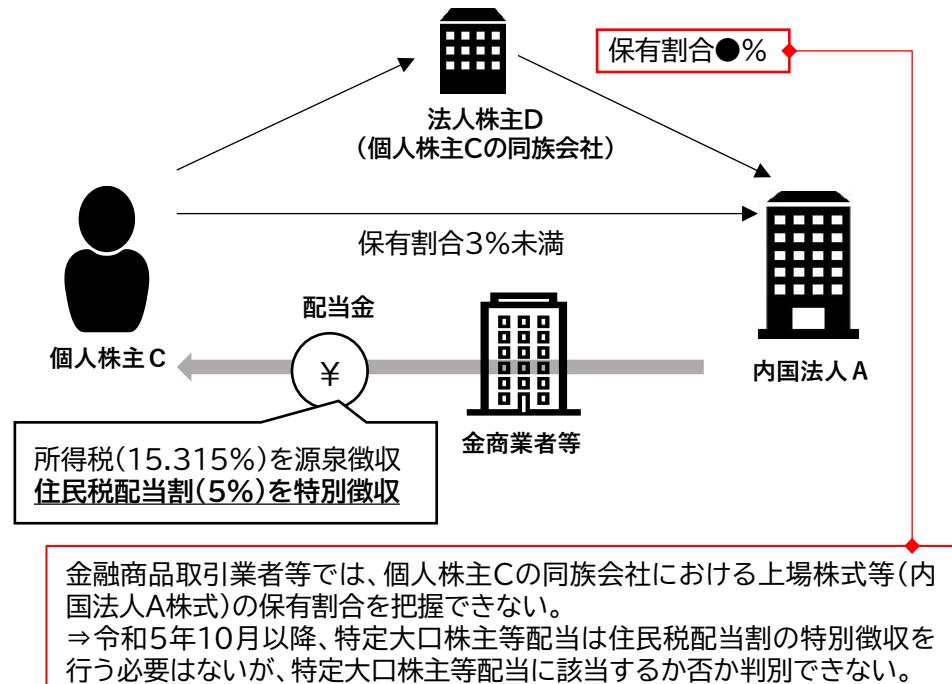
金融商品取引業者等が特別徴収した上場株式等の配当等に係る住民税配当割について、所得税の確定申告と同様に、大口個人株主による住民税申告により精算できるようにすること

- 令和4年度税制改正により、上場株式等の保有割合が3%未満の個人株主について、当該個人株主の同族会社における上場株式等の保有割合との合計が3%以上になる場合、支払を受ける配当等(以下「特定大口株主等配当」という。)は総合課税の対象とされた。
- 金融商品取引業者等は、当該個人株主の同族会社における上場株式等の保有割合を把握する手段がないことから、大口個人株主として把握していない個人株主が支払を受ける上場株式等の配当等は、15.315%の所得税の源泉徴収及び5%の住民税配当割の特別徴収を行っている。
- こうした中、特定大口株主等配当を有する個人株主は、源泉所得税については確定申告により精算できるが、特別徴収が行われた住民税配当割については住民税申告で精算できないといった問題が生じている。

○大口個人株主(保有割合3%以上)に係る金商業者等の源泉徴収等の実務



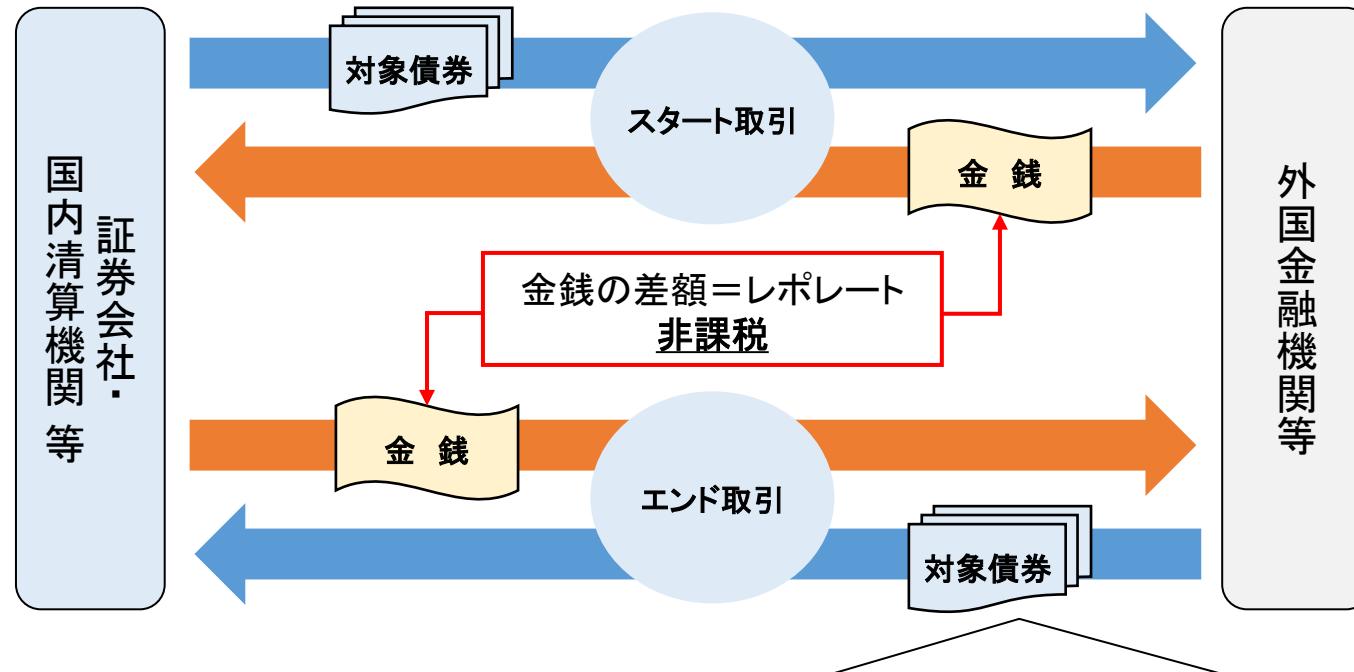
○個人株主(保有割合3%未満)に係る金商業者等の源泉徴収等の実務



2. 国際的な金融取引の円滑化のための税制措置

【要望】

外国金融機関等及び外国ファンドの債券現先取引等(レポ取引)に係る利子の課税の特例について、適用期限の撤廃又は延長及び対象債券等の範囲の拡充を図ること



〔対象債券〕

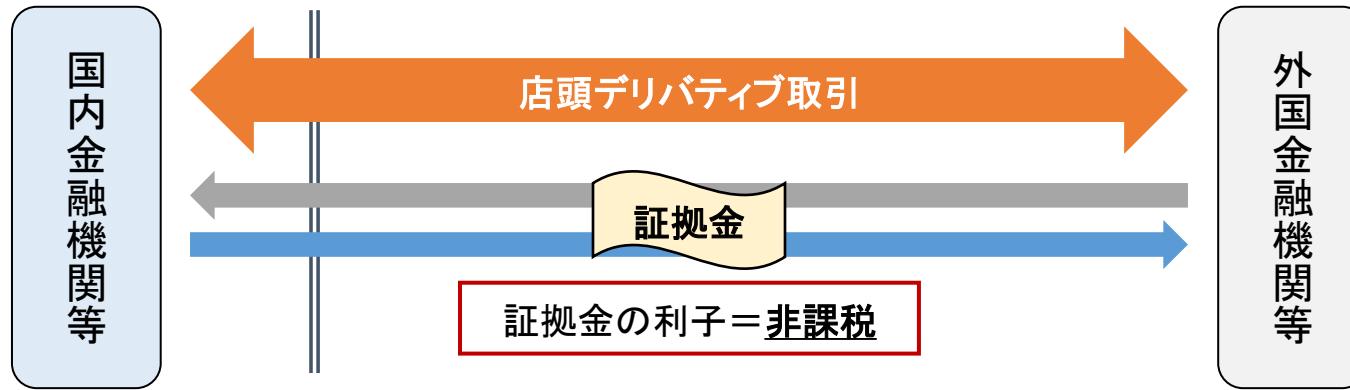
- 社債、株式等の振替に関する法律に規定する振替国債、振替地方債又は振替社債
- 外国又はその地方公共団体が発行・保証する債券
- 外国の政府関係法人・国際機関が発行・保証する債券
- 我が国以外のOECD加盟国の特定の金融機関が発行する債券

【期限撤廃又は延長】2026年3月末までとされている適用期限を撤廃又は延長すること

【拡充】対象債券の範囲を一定の民間国外債まで拡大するとともに、
外国金融機関等の範囲に法人格のない組合型又は信託型の外国籍ファンドを加えること

【要望】

外国金融機関等の店頭デリバティブ取引の証拠金に係る課税の特例について、適用期限の撤廃及び外国金融機関等の範囲の拡充を図ること



〔外国金融機関等〕外国の法令に準拠して当該国において銀行業、金融商品取引業又は保険業を営む外国法人
(租税特別措置法第42条第4項第1号)



【期限撤廃】2027年3月末までとされている適用期限を撤廃すること
【拡充】外国金融機関等の範囲に、租税特別措置法第42条の2第3項に規定する
外国金融機関等以外の外国法人を加えること

【要望】

OECDの新国際課税ルール及び関連する国内法の整備にあたっては実務に与える影響に配慮したものとすること

【令和7年度与党税制改正大綱(抜萃)】

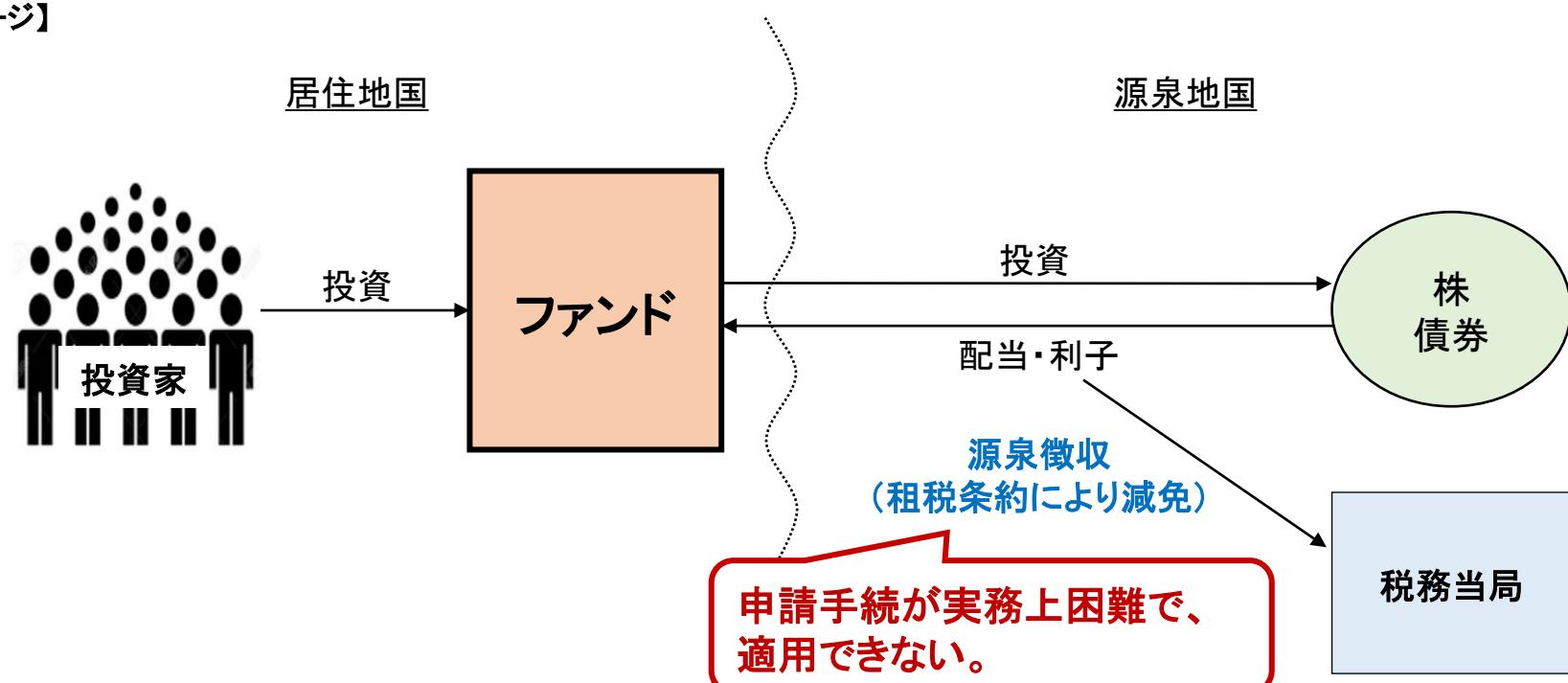
引き続き令和8年度以降の税制改正において、今後発出されるガイダンスの内容等を踏まえた見直しを検討するとともに、「第2の柱」との関係を踏まえて適正な課税を確保する観点から既存の税制について必要な検討を行う。

【要望】

クロスボーダー投資の活性化に向けて租税条約等に係る手続の見直しを行うこと

- 我が国が締結している租税条約においては、二国間の投資を促進する観点から、クロスボーダー投資について、源泉地国での源泉徴収を減免する措置が盛り込まれているところである。
 - しかしながら、ファンドを介したクロスボーダー投資については、原則として、ファンドレベルではなく、受益者である投資家レベルで租税条約の申請手続をすることとされている。
 - このため、投資家が多数となるファンドにおいては、投資家レベルで申請手続を行うことが実務上困難であり、租税条約を適用することができない状況にある。
- ⇒ **クロスボーダー投資について租税条約等に係る手続の見直しを行うべき。**

【現行イメージ】



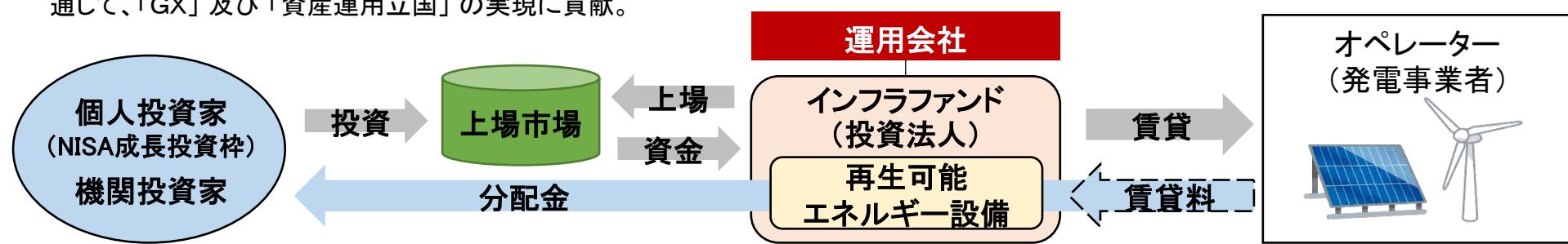
3. 投資信託・投資法人制度等の拡充

【要望】

再生可能エネルギーの最大限導入・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドの利活用を促進するため、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例について、以下の措置を講ずること

- ・上場インフラファンドの導管性要件について、再生可能エネルギー発電設備の取得に係る期限を撤廃(少なくとも延長)すること
- ・上場インフラファンドが再生可能エネルギー発電設備を取得した場合における導管性の付与について、設備の貸付日から20年間としている期間を恒久化又は延長すること
- ・上場インフラファンドの導管性要件について、匿名組合出資を通じて再生可能エネルギー発電設備に投資する場合における賃貸要件を不要とすること
- ・ペイスルー課税特例の対象資産に系統用蓄電池を含めること

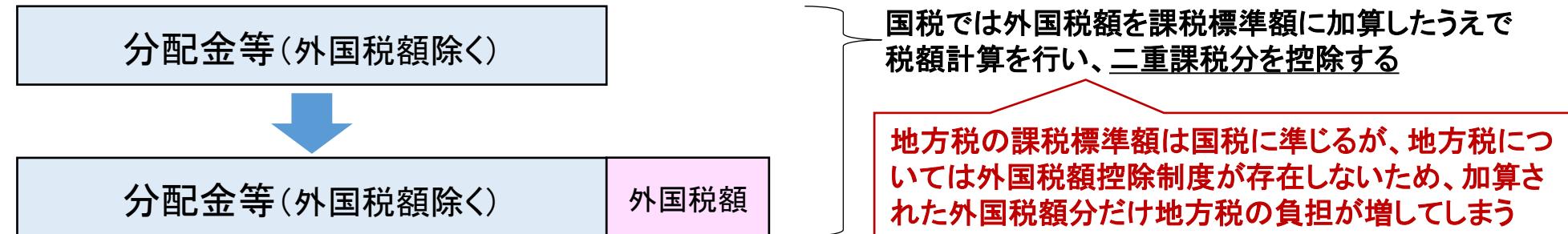
- ・ 2015年4月「上場インフラファンド市場」開設、2016年6月に第1号案件が上場。現在5銘柄が上場し、資産規模は3,081億円、時価総額は1,253億円まで成長。投資主数も個人投資家を中心に約8万人まで拡大。(2024年9月末現在)
- ・ 再生可能エネルギーの最大限導入に向けて必要となる資金の供給や、サステナブル投資機会とその収益を幅広く国民へ提供・還元することを通じて、「GX」及び「資産運用立国」の実現に貢献。



- 導管性の付与に関し、設備の取得期限(2026年3月31日まで)があり、また、導管性の付与期間が20年間とされているため、導管性の適用継続を前提とした新規参入の検討や、長期安定的な運用を見据えた設備取得・追加投資が阻害されている。
 - 賃貸要件により、設備取得時にスキーム変更を要するため、風力等の大規模案件への共同投資や既設設備の取得が阻害されている。
 - 現在、再生可能エネルギー発電設備のみが対象だが、電力の安定供給等に資する系統用蓄電池への社会的ニーズ・投資ニーズも高まっている。
- ⇒ 再生可能エネルギーの最大限導入・長期安定電源化に向けて、上場インフラファンドに係るペイスルー課税特例の抜本的改善・恒久化等が必要。**

【要望】

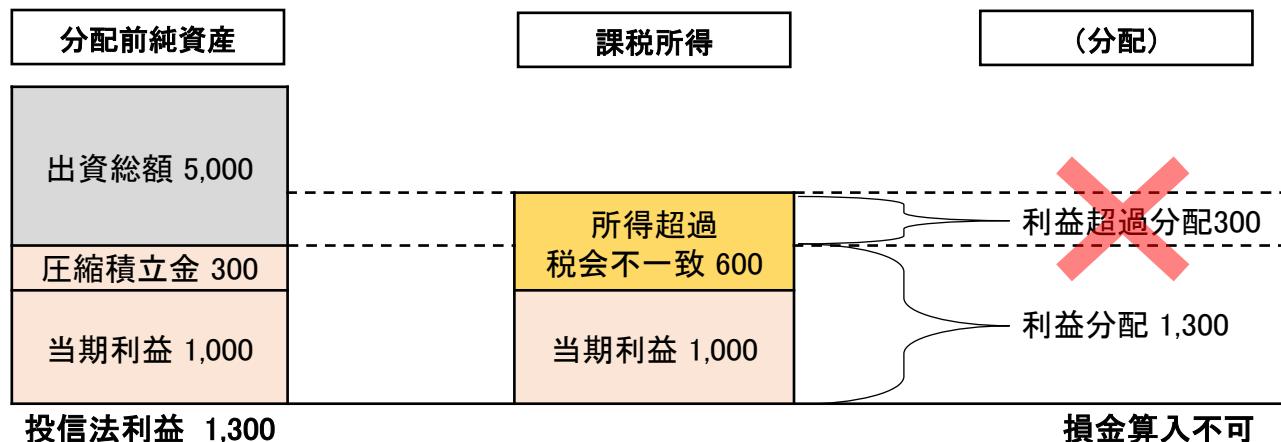
投資信託等(証券投資信託・ETF・JDR・REIT等)に係る外国税額控除制度について、住民税の取扱いを見直すこと



【要望】

投資法人が税会不一致による二重課税の解消手段を行使する際の任意積立金の取扱いに係る改正を行うこと

- 任意積立金を残したまま利益超過分配を行うことはできないため導管性要件を充足できず二重課税が発生するおそれがある。
- これを回避するためには圧縮積立金を全額取り崩す必要があるが、当該期の分配金に与える影響は大きく、**特に買換特例圧縮積立金の場合には対象資産を売却しなければならないため二重課税の解消が事実上困難な状況。**

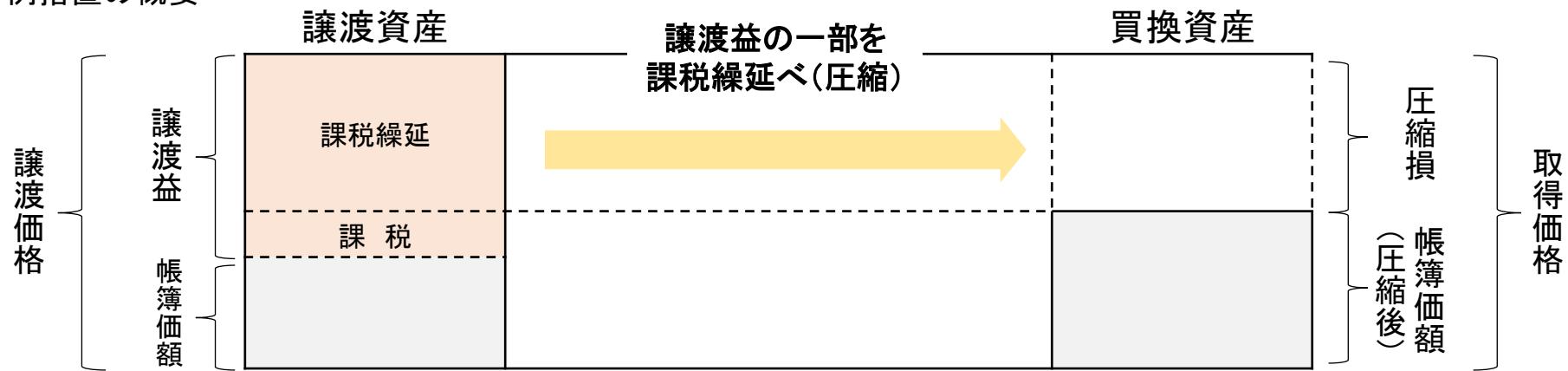


【要望】

土地流動化促進等のための長期保有資産に係る買換え特例措置を延長すること

- 法人が10年超保有する国内の事業用資産(不動産)を譲渡した場合であって、その譲渡した日を含む事業年度内に一定の要件に該当する資産を取得し、その取得の日から1年以内に事業の用に供した場合には、譲渡した資産の譲渡益について一定割合の範囲内で課税繰延べが認められている。
- 当該特例措置については2026年3月末をもって日切れとなるため、延長を要望する。

○特例措置の概要



【要望】

土地の所有権移転登記及び信託登記に係る登録免許税の特例措置を延長すること

- 土地の所有権移転登記及び信託登記に係る税率については下表のとおり軽減措置が講じられているところ、当該軽減措置は2026年3月末をもって日切れとなるため、延長を要望する。

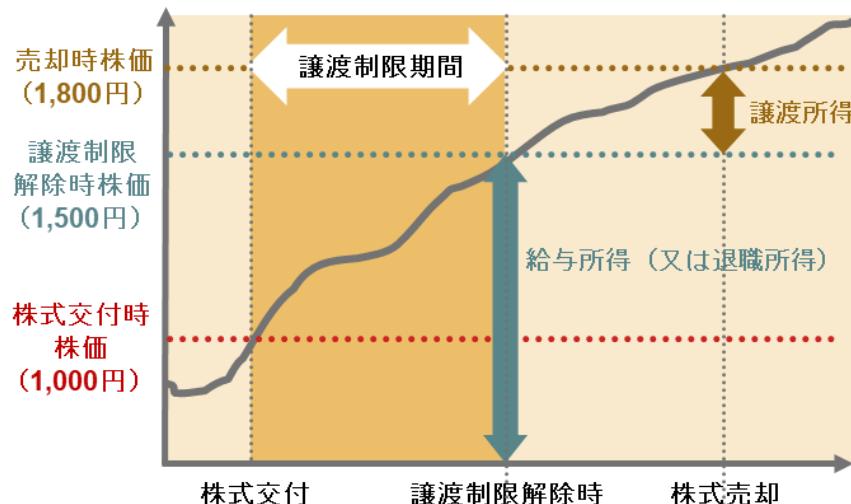
	本則	特例
所有権移転登記	2%	1.5%
信託登記	0.4%	0.3%

4. 税制適格譲渡制限付株式制度等の創設

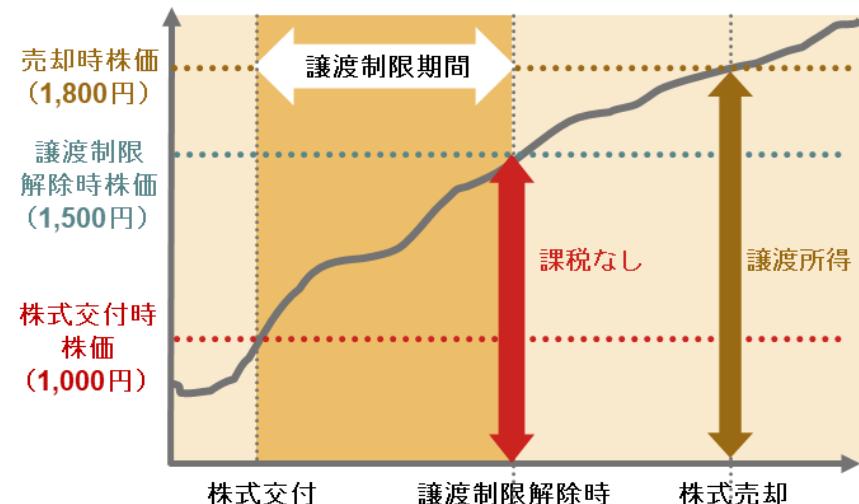
【要望】

従業員等へのインセンティブ報酬制度の活用拡大に向け、一定の要件を満たす譲渡制限付株式(RS)、譲渡制限株式ユニット(RSU)及びパフォーマンス・シェア・ユニット(PSU)については、課税時期を譲渡制限解除時又は権利確定時ではなく売却時まで繰り延べるとともに譲渡所得課税とする制度を創設すること

通常のRS



税制適格RS(案)



課税
タイミング

所得課税

譲渡所得
課税

課税なし

譲渡所得
課税

活用
拡大
課題に

発行者の課題: 給与所得(又は退職所得)として、スポット的な対応が求められる源泉徴収事務の負担が過大

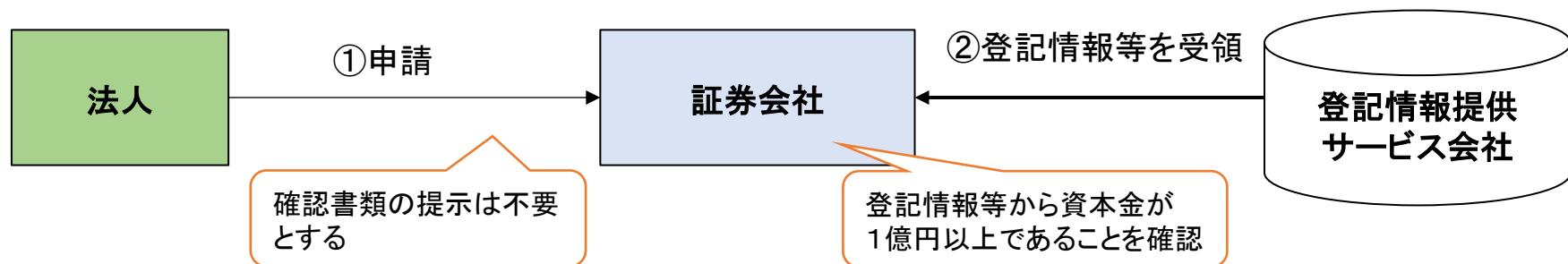
従業員の課題: 給与所得(又は退職所得)として課税されることに伴い、納税資金捻出のため、取得した株式を直ちに売却せざるを得ない

5. 事務手続の簡素化及び効率化

【要望】

税務手続の更なるデジタル化を推進すること

- 資本金1億円以上の内国法人の利子等の源泉徴収不適用制度の申請を行う場合は、申請書と資本金が確認できる書類(貸借対照表や登記簿謄本等)の提出が必要となるが、当該確認書類につき金融機関の登記情報提供サービスに規定する指定法人から送信を受けた登記情報等による確認による方法を認め、電子的に申請が行えるようにすること。



6. 上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間の延長

【要望】

上場株式等の譲渡損失の繰越控除期間(現行3年間)を延長すること

	2025年	2026年	2027年	2028年	2029年	2030年
年間譲渡損益	▲500万円	なし	なし	なし	300万円	▲100万円
前年からの 繰越譲渡損失	なし	▲500万円 (1年目)	▲500万円 (2年目)	▲500万円 (3年目)	0円	0円
翌年への 繰越譲渡損失	▲500万円	▲500万円	▲500万円	0円	0円	▲100万円
相殺後の課税対象 譲渡所得	0円	0円	0円	0円	300万円	0円

【現行制度】

2025年分の500万円の譲渡損失は確定申告により翌年以降3年間(2028年まで)の繰越が可能

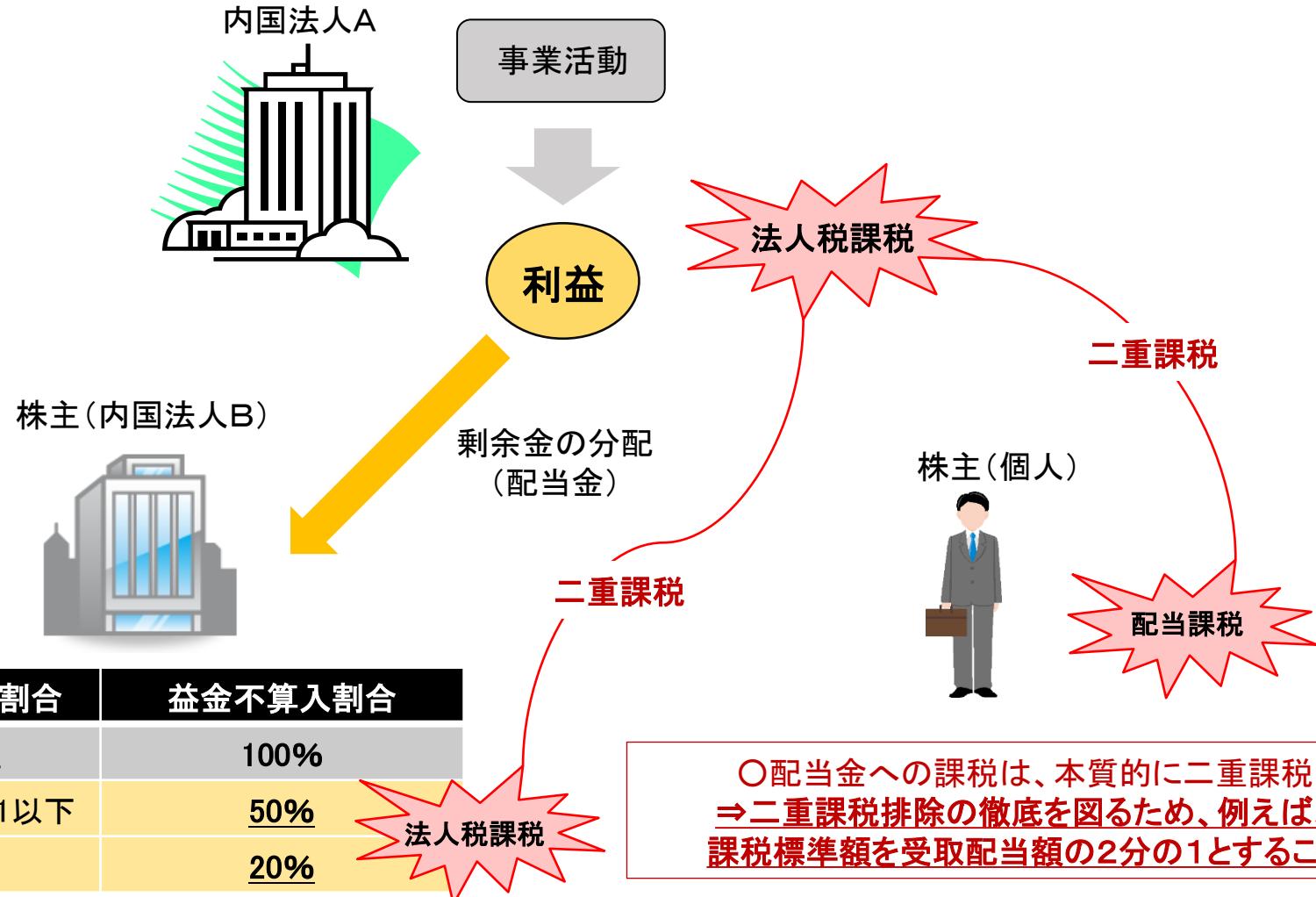
【問題点】

上図のように500万円の譲渡損失が生じた翌年以後3年間に利益がなく、4年目(2029年)に生じた300万円の利益に対して損失の繰越控除ができない

7. 配当の二重課税の排除

【要望】

配当の二重課税排除の徹底を図る観点から、例えば配当所得の課税標準額を受取配当額の2分の1の金額とすること



8. 暗号資産取引等に係る課税の見直し

【要望】

暗号資産取引に係る必要な法整備と併せて、分離課税の導入を含めた暗号資産取引等に係る課税の見直しを行うこと

【新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版(抜萃)】

暗号資産等のweb3ビジネスの健全な発展は、我が国が抱える社会問題を解決し、生産性の向上に寄与する。また、ブロックチェーン技術を基盤とする暗号資産取引の拡大は、デジタルエコノミーの進展にもつながり得るとともに、暗号資産はボラティリティが相当程度高いものの、オルタナティブ投資(伝統的な投資対象である上場株式、債券等とは異なるリスク・リターン特性を持つ代替的な投資手法の総称)の一部として、リスク判断力・負担能力のある投資家による資産形成のための分散投資の対象となることも期待される。

こうした観点から、諸外国の動向も踏まえつつ、暗号資産を国民の資産形成に資する金融商品として業法において位置付けるとともに、投資家保護のための制度を整備する法案の早期国会提出を図りつつ、税務当局への報告義務の整備などを行った上で、分離課税の導入を含めた税制面の見直しの検討も併せて行う。

【令和7年度与党税制改正大綱(抜萃)】

暗号資産取引に係る課税については、一定の暗号資産を広く国民の資産形成に資する金融商品として業法の中で位置づけ、上場株式等をはじめとした課税の特例が設けられている他の金融商品と同等の投資家保護のための説明義務や適合性等の規制などの必要な法整備をするとともに、取引業者等による取引内容の税務当局への報告義務の整備等をすることを前提に、その見直しを検討する。

VI サステナブルファイナンス推進のための税制措置

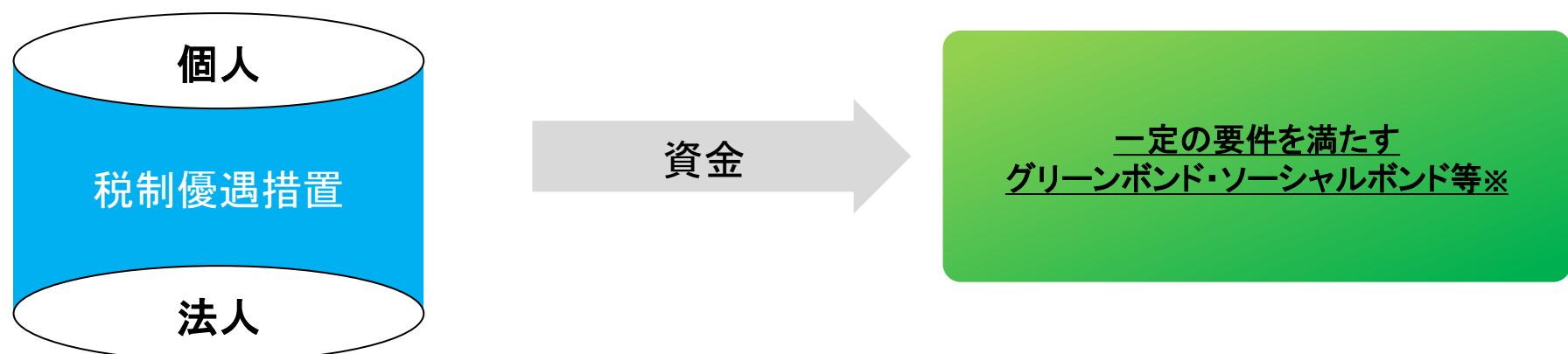
【要望】

社会の持続的な発展に貢献する金融商品への投資について税制上の恩典を与えること(例えば、一定の要件を満たす債券への投資に関して、個人については所得税・住民税、法人については法人税において、特別な控除を可能とすること)

【例(債券の場合)】

【要望】

例えば、年末時点で保有している対象債券について
その残高額の1%を所得控除として与える



(注)一定の要件(税制適格債券の基準)とは、例えば、政府関係機関が発行する資金使途が一定の社会的責任投資に限定されている債券や、地方公共団体及び事業会社が、環境省や国際資本市場協会(ICMA)が公表しているグリーンボンド原則等に沿って発行する公募債等が考えられる。なお、税制適格債券に係るものとして、調達資金の使途等に關し政府または第三者機関による認証を得られること等が考えられる。